

ちがさき市民活動サポートセンター

ちがさき市民活動サポートセンター
☎88-7546
〒253-0041 茅ヶ崎3丁目2番7号階
5☒C-5

★内容

社会的な課題や地域の困りごとの解決のため、営利を目的としない公益的な活動に取り組む人々を応援する施設です。若者から高齢者まで、約350の団体が様々な市民活動やボランティアに参加しています。これまでの経験を活かせる活動や、経験のない新たな分野での活動などに興味のある方は、ぜひ一度お立ち寄りください。

施設内は、フリースペースとなっており、打ち合わせ等に自由にご利用いただけます。印刷機、紙折り機、パソコンなど、非営利の活動をサポートするための様々な設備（一部有料）が充実しています。

★その他

施設の詳細やイベント情報、市民活動団体の概要などについては、ちがさき市民活動サポートセンターのホームページ（<https://sapocen.net/>）をご覧ください。

子育て・子育てや教育に関する講座など

教育センター
☎86-9965 FAX88-1394
〒253-0045 十間坂3丁目5番37号 青少年会館3階
8☒B-1

★対象

市内在住・在勤の方

★内容

教育センターでは、乳幼児期から思春期にわたる子育て・子育てや教育に関する講座などを無料で開催しています。お孫さんや地域の子どもたち、あるいはその親と関わる際のヒントとしてご活用ください。

各講座の詳細につきましては、『広報ちがさき』や市ホームページ、老人福祉センター、各老人憩の家等に配架するチラシでお知らせしますので、お気軽にお申し込みください。

ファミリー・サポート・センター

茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター
☎87-8070（平日9時～17時）
〒253-0044 新栄町13番44号 さがみ農協ビル2階
10☒B-2

★対象

市内在住の、育児や保育に理解と熱意のある健康な方

★内容

ファミリー・サポート・センターは、子どもを預かってほしい依頼会員と、子どもを預かることのできる支援会員が、子どもの一時的な預かりや送迎などの相互援助活動を行う組織です。会員同士の仲介はファミリー・サポート・センターの事務局が行います。

支援会員は随時募集しており、資格等も特に必要ありません。支援会員になるには事務局に直接お問い合わせいただいたうえで、事務局が実施する研修を受講する必要があります。

また、この活動は有償で行っており、下表の金額が、依頼会員から支援会員に支払われます。

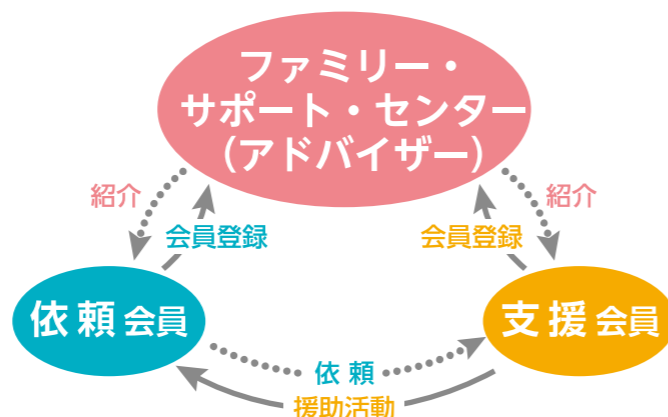
ご不明な点がございましたら、事務局へお問い合わせください。

【料金表】

月曜日～金曜日の 6時から20時まで	1時間あたり 700円
土日・祝日・年末年始・ 上記以外の時間	1時間あたり 900円

★場所

主に各支援会員のご自宅



公共施設予約サービス

▶各施設の予約、利用、料金などの運用に関すること
→各施設または担当課
▶システムの操作または不具合に関すること
→デジタル推進課

★内容

パソコン、スマートフォンまたは各施設に設置している公共端末などを通じて、公共施設の利用の抽選申し込みおよび仮予約をすることができます。

詳細は下記 URL を参照してください。

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/jyohosuishin/yoyaku/1009756.html>



★利用

利用する施設の窓口にて登録を行い、「利用登録決定通知書」の発行後、利用申し込み等をしてください。

★時間

年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く
6時～24時
（公共端末からは設置している施設の開館時間内）

生涯現役応援窓口

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター
☎85-7425
〒253-0045 十間坂1-4-8
8☒B-1

★内容

定年退職や子どもの独立などで生活が一区切りし、セカンドライフの過ごし方を探されている方に、経験豊かなセカンドライフコンシェルジュ（専門相談員）と一緒に活動の場を探します。

★時間

火・木曜日の10時～12時、13時～15時（祝日除く）

★場所

市役所分庁舎1階

茅ヶ崎公園体験学習センター うみかぜテラス

茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス
☎85-0942
〒253-0055 中海岸3丁目3番9号
8☒C-4

本施設は、様々な学びや体験を通じて、子どもから高齢者まであらゆる世代が交流できる施設を目指しています。学びや体験の機会を提供する「自主事業」、団体・サークルが行う学びや体験の場を提供する「貸館事業」を展開しています。

★時間

9時～21時

★休館日

月曜日（祝日の場合はそれ以降の平日）、年末年始



公園内の健康遊具

公園緑地課

☆内容

市内には、腹筋ベンチや背伸ばしベンチ等の健康遊具が設置されている公園があります。公園を利用される方ならどなたでもご利用いただけます。

健康遊具が設置されている公園

- ・旭が丘公園 9図A-1
- ・甘沼向原公園 5図D-1
- ・円蔵緑地 5図C-3
- ・香川原公園 5図C-1
- ・上ノ田公園 5図E-4
- ・小中島公園 7図C-1
- ・しおかぜ公園 5図B-4
- ・しろやま公園 7図E-3
- ・スマイルパークこわだ 6図C-3
- ・せせらぎ公園 2図C-3
- ・茅ヶ崎公園 8図C-4
- ・つつじ公園 8図B-2
- ・とびらぎ公園 8図E-4
- ・西久保ふれあい公園 5図A-2
- ・萩園上ノ前公園 4図C-2
- ・萩園第二公園 4図D-4
- ・萩園西公園 4図C-2
- ・萩園走内公園 4図C-3
- ・浜竹東公園 6図D-5
- ・東海岸北第四公園 8図E-2
- ・みずき公園 2図C-4
- ・柳島しおさい公園 7図C-5
- ・柳島スポーツ公園 7図C-4

あなたの持っている技術・知識・ 経験を活かしてみませんか？ まなびの市民講師を募集しています！

文化推進課

☆対象

- ▶学習活動や生活経験から習得した知識や技能を持ち、共に学び教えあうことのできる人または団体
- ▶専門的な知識や能力と指導力を有する人または団体

☆内容

様々な分野で豊富な経験や資格をお持ちの方を「まなびの市民講師」として登録し、学びたいと思っている皆さんの生涯学習活動をお手伝いする支援者やボランティアとしてご紹介する制度です。

「これまで培ってきた私の技術を活かしたい」「何か地域のために役立ちたい」など、様々な技能や経験、意欲をお持ちの皆さんが登録をしています。

- ▶市内外の在住、在勤は問いません。
- ▶個人だけでなく団体・グループとしても登録できます。

- ▶学習活動や生活経験から習得した知識や技術を持ち、共に学び教えあうことのできる方。

- ▶専門的な知識や能力と指導力を有する方。
- ※営利・政治・宗教活動が目的と認められる場合は登録できません。

☆申し込み

「茅ヶ崎市まなびの市民講師登録申込書」に必要事項を記入し、文化推進課へ提出（申請書は窓口、市ホームページで取得できます）。

☆まなびの市民講師登録分野

- ①家庭生活・趣味 ②社会生活 ③教育・育児
- ④技術・学習 ⑤福祉・人権 ⑥自然・環境
- ⑦文化・芸術 ⑧音楽 ⑨健康・スポーツ

☆その他 報酬は無償です。

公民館

☆内容

公民館では誰もがそれぞれのライフステージに応じて学ぶことができる様々な講座を開催しています。また、仲間づくりや生きがいづくりなどの「社会参加」の可能性が広がる場所です。市内5か所にある公民館に気軽にお越しください。

☆時間

9時～21時

☆休館日

月曜日（祝日の場合はそれ以降の平日）、年末年始



松林公民館 5図E-2

「シニアのためのチェアヨガ」や「スマホ活用講座」などシニアの皆さんが輝く様々な講座を開催しています。



小和田公民館 9図B-1

元気になる、仲間の輪が広がる様々な事業を実施しています。また、楽しく活発に活動しているサークルでいっぱいです。



南湖公民館 8図A-4

IT講座や歴史講座など、シニアの方の役に立ちたい楽しんだりしていただける講座を行うとともに、地域における活動の場となっています。



鶴嶺公民館 4図E-4

「遊々クラブ」や「スマートフォン入門講座」など、気軽に、楽しく参加できる講座を開催しています。また、様々なジャンルのサークルが活発に活動しています。



香川公民館 5図C-1

様々な講座等を通じて、楽しみながら健康づくりや生きがいづくりにつながる機会を提供しています。

高齢者いつでも安心電話

高齢福祉課

★ 対象

市内在住の高齢者（介護保険被保険者）を在宅で介護するご家族や援助者の方

★ 内容

24時間365日、看護師やケアマネジャー等の専門の資格を持った職員が介護・健康・医療等に関する電話相談に対応します。相談の内容により、適切な専門相談窓口を案内します。

★ 申し込み

☎ 0120-155-886（フリーダイヤル）

★ 時間

24時間365日

生活自立相談窓口

地域福祉課

★ 対象

市内在住の生活に困窮している方（生活保護受給中の方を除く）

★ 内容

失業等による経済的な問題と合わせて、家庭の問題、病気の問題、法律に関する問題など、様々な悩みを抱える方を支援する相談窓口です。専門の支援員が、相談者に適した支援制度をご案内します。

状況によっては、支援員が各支援制度の手続きなどに同行し、自立へ向けたサポートを行います。

★ 場所

市役所分庁舎 2階 生活自立相談窓口

★ 時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時

市民相談

市民相談課

市に対する意見や要望、各種相談のご案内をしています。

令和5年4月1日現在

各種相談のご案内

相談名	こんなとき	時間
市民相談	相続・贈与、近隣・民事その他の問題	月～金曜日 8時30分～17時
建築紛争相談（予約制）	中高層建築に関する紛争の調整	要相談
市民安全相談	家庭内の暴力・民事介入暴力など	月～木曜日 9時～16時
交通事故相談	交通事故に関する相談	
防犯相談	防犯対策、地域防犯活動の相談	
法律相談（予約制）★	相続・贈与、夫婦・親子、土地・建物などの法律問題	火・木曜日・第1・第3月曜日 10時～15時30分（1回30分）

葬祭 エリアマップ10区 A-2

茅ヶ崎市で創業90余年
(有) 小清水商会 茅ヶ崎斎場


創業90年。ご葬祭様の立場に立ってご意向を十分にくみとり、ご納得のいくご葬儀をされる為に、誠心誠意お手伝いさせていただきます。

■茅ヶ崎市新栄町6-10
■TEL:0120-22-5432 ■FAX:0467-82-5994
■営業時間/24時間 ■定休日/年中無休
■URL:http://chigasaki-saijyou.com JR「茅ヶ崎駅」より徒歩5分 あり(40台)

税理士 エリアマップ10区 B-5

JR「茅ヶ崎駅」南口より徒歩3分
相続なら 税理士法人はるか

初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

■茅ヶ崎市共恵1-7-3 WAVE湘南1階A号
■TEL:0467-40-5910 ■営業時間/9:00～17:00
■定休日/土・日・祝
■URL:https://shonan.harukatax.com 「相続」のことならお任せください

各種相談のご案内

相談名	こんなとき	時間
多重債務法律相談（予約制）★	多重債務問題について法的解決を図りたいとき	第2月曜日・第4金曜日 13時15分～16時15分（1回45分）
多重債務相談	多重債務問題の解決方法など	月～金曜日 8時30分～17時
行政相談（予約制）★	国・県・市などへの苦情・要望	第2・第4水曜日 13時～15時（1回60分）
人権相談（予約制）★	夫婦・親子・近隣トラブルやいじめなど	第2金曜日・第4火曜日 13時～16時（1回60分）
税務相談（予約制）★	相続・贈与・土地の税金問題	第1・第3水曜日・第4木曜日 13時～16時（1回30分）
司法書士相談（予約制）※★	不動産や商業登記、成年後見制度登記などの手続きに関する相談	第2火曜日 13時～16時（1回30分）
遺言書と終活の相談（行政書士相談）（予約制）★	相続、遺言等の書類、農地や墓地に関する手続き、事業の開始に必要な手続きの相談	第4月曜日 13時～16時（1回30分）
公証相談（予約制）★	契約・遺言等を公正証書として作成したいとき	第2月曜日 13時～16時（1回30分）
不動産相談（予約制）★	相続・贈与、地代・家賃の更新等の問題	第1・第3金曜日 13時～16時（1回45分）
分譲マンション管理相談（予約制）★	管理組合の規約改正、修繕計画など	第2金曜日 13時～16時（1回45分）
犯罪被害者等支援相談 電話相談・面談（予約）	犯罪被害者等の悩みに関する相談	ピア神奈川（被害者支援自助グループ）： 第1・第3水曜日 10時～15時 市職員：月～金曜日 8時30分～17時

※司法書士相談は寒川町役場町民窓口でも相談できます。 ☎0467-74-1111（第2金曜日13時～16時）
★の相談は、相談日の前日の17時までに（法律相談、多重債務法律相談は相談日の前日の15時までに）予約がない場合は相談を開けないことがあります。（寒川町町民相談室における司法書士相談を除きます）

振り込め詐欺の被害にあわないための 4 原則

1 留守番電話	犯人と話をしなければ、絶対に騙されない。家にいるときも、いつも留守番電話にしておく。
2 本人確認	自分が知っている電話番号、または調べ直した電話番号にかけ直して、相手が本当の家族かどうかを確認する。
3 必ず相談	電話でお金の話が出たら、ひとりで決めずに家族（息子、孫など）に相談する。警察に電話をすれば匿名で相談できる。
4 家族の顔を見て直接話す	お金を渡さなければならなくなったときは、息子や孫などの顔を直接確認してから渡す。家族以外の人には絶対に渡さない。郵便や宅配でお金を送らない。

くらしのサービス エリアマップ7区 D-1

もめない相続・事業承継
行政書士 小川淳司事務所

銀行預金の解約や証券、自動車の名義変更などの相続手続き、親族が事業を引き継ぐときの許認可申請について悩んだときは、お気軽にお問い合わせください。

■茅ヶ崎市今宿866 ■TEL:090-4413-5335
■営業時間/10:00～21:00 ■定休日/年中無休
■URL:https://office-chigasaki.com
■E-mail:south.east.chigasaki@gmail.com 行政書士:神奈川県行政書士会所属 

消費生活センター

市民相談課(消費生活センター)

消費生活センターは、悪質商法や商品事故の苦情などの消費生活全般に関するご相談に応じています。

★場所 市役所内 令和5年4月1日現在

各種相談のご案内		
相談名	こんなとき	時間
消費生活相談 ※	商品やサービスに関する苦情、問い合わせなど、トラブル解決のための助言、あっせん、情報提供を行います。	月～金曜日 9時30分～16時
多重債務相談	「借金の返済額が多くて生活が成り立たない」など、債務問題についての相談を受け、専門相談や専門機関をご案内します。	月～金曜日 8時30分～17時
家計あんしん相談 (予約制)	毎月の家計や各種ローン、教育資金やライフプランなど、家計全般に関する相談を受け、家計を改善し、今後の生活設計の見直しや家計の安心につなげています。	第1・第3木曜日 11時～11時50分 13時～14時50分 (1回50分)
消費生活法律相談 (予約制)	消費生活相談を受けた上で、特に法的な判断や、より専門的な見解が必要となった際にご案内します。	偶数月の第2金曜日 13時～16時 (1回45分)

※寒川町役場町民窓口課でも相談できます。☎0467-74-1111 [月・木曜日、10時～16時(12時～13時を除く) 受付は15時まで]

医療安全相談窓口

保健所 地域保健課
医療安全相談窓口 ☎38-3318

★対象
医療機関(病院、診療所、助産所等)に関する、入院・通院でお困りの方

★内容
医療機関に入院・通院している際に「自分の思いをうまく伝えられない」、「説明が難しく理解しきれない」等で困ったことはありませんか。当窓口では患者や家族の方からの、医療上の相談や苦情を受け、解決に向けて助言や適切な相談窓口の紹介等を行っています。

★時間
毎週月・木曜日
8時30分～12時 13時～16時

★相談方法
原則、電話で相談

生活福祉資金・小口生活資金の貸し付け

社会福祉協議会
☎85-9650 FAX 85-9651
〒253-0044 新栄町13-44 さがみ農協ビル2階
10☒B-2

→36ページからの生活支援も参考にしてください。

★内容
▶生活福祉資金
所得の少ない世帯、障がい者世帯、要介護高齢者世帯(65歳以上)など、他の機関からお金を借りることができない場合に相談を受け、経済的な自立と生活の安定のため、その用途に応じた資金の貸し付けを行っています。なお、民生委員への相談が必要になります。
▶小口生活資金
一時的に生活に困窮している世帯へ、その自立と生活意欲の助長を図るため、小口生活資金の貸し付けを行っています。

高齢者の虐待についての相談

高齢福祉課 または 各地域包括支援センター

★対象
高齢者が虐待を受けている様子(疑いや心配を含む)に気が付いた方

★内容
「高齢者の介護や世話に無関心」、「近所から怒鳴り声が聞こえる」、「介護に疲れている様子がみられる」、「以前と比べ、近所付き合いがなく、家族の様子がわからない」などの様子に気が付いたら、通報・相談ください。
※通報者の情報が周囲に漏れることはありませんので、安心してご連絡ください。

★相談方法
電話または窓口

★その他
高齢者虐待は、悪意を持って行われるものばかりではなく、介護者の「介護疲れ」、「孤独感(相談者がいない)」、「介護への理解不足」などから、精神的に追い詰められた結果として表れる場合が少なくありません。
適切な介護サービスの提供、暖かい声かけなど、介護者を皆で支えていくことがとても大切なことです。

女性のための相談室

多様性社会推進課
女性のための相談室 ☎84-4772

★対象
女性

★内容
一般相談…夫婦・家族・交際相手などの人間関係・生活上の悩みについて、女性相談員に相談できます。
法律相談…離婚・相続など法律問題について女性弁護士に相談できます。

★利用方法または申し込み方法

電話相談は、直接電話。
面談相談は、事前に電話にて予約。
法律相談は、事前に電話にて予約。

★実施期間等

電話相談…月～金曜日10時～16時
面談相談…月～金曜日10時～16時(第2・第4水曜日13時～16時を除く)
法律相談…第2・第4水曜日13時～16時

精神科医師によるこころの健康相談

保健所 保健予防課 ☎38-3315

★対象
こころの健康、もの忘れが気になる方、その家族

★内容
精神科医師による相談
「最近、気分が落ち込んでつらい」「これって精神科・心療内科に診てもらった方がいいの?」など、メンタルヘルスに関することでお困りの際に、お気軽にご相談ください。精神科医師がご相談をお受けします。

★申し込み
事前に保健予防課に電話にて申込(先着順)

★場所
茅ヶ崎市保健所3階 医療相談室

★実施期間
月2回程度実施
詳細は広報ちがさき、市ホームページでご確認ください。

民生委員・児童委員

地域福祉課

★内容
生活に関する相談、必要な情報の提供や助言を行っていますのでお気軽にご相談ください。なお、相談されました内容等につきましては、秘密を守ります。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員がわからないときは、地域福祉課におたずねください。

不動産 エリアマップ9☒C-3

仲介手数料0円の不動産会社

湘南リビング株式会社 SHONAN LIVING Co., Ltd.

湘南エリアや海に近い不動産探し!

■茅ヶ崎市緑が浜7-43
■TEL:0467-84-8401
■営業時間/10:00～19:00 ■定休日/水曜日・第1・3火曜日
■URL:http://www.shonan-living.co.jp

あり



転倒予防教室

高齢福祉課

★対象

市内在住のおおむね 65 歳以上

★内容

ストレッチ、簡単な筋力トレーニング、介護予防の話、「みんなで！ちがさき体操」などを公民館、コミュニティセンターなどで行っています。今まで運動習慣がない方でも無理なく自分のペースで行えます。

★注意事項

当日、運動しやすい服装・上履き（会場によって違うためご確認ください）・飲み物をご持参してください。

★実施期間等

参加費は 1 回 200 円です。

日程表を高齢福祉課の窓口、公民館、コミュニティセンター等で配布します。実施日や内容等は市のホームページにも掲載します。

歌体操教室「ねぼし（寝防止）」

高齢福祉課

★対象

- ▶市内在住のおおむね 65 歳以上で、筋力・体力の低下等で、遠くへの外出や激しい運動が困難な方
- ▶実施会場の周辺地域にお住まいの方

★内容

童謡を歌いながら、ゆっくり体操をし、普段使わない筋肉を動かしていきます。歌を歌いながらの体操のため、有酸素運動になり、浅くなりがちな呼吸を改善します。

★実施期間等

参加費は無料です。

実施会場および日程については、高齢福祉課にお問い合わせください。

★申し込み

初回参加時のみ、高齢福祉課までご連絡ください。登録制になります。

地域リハビリテーション活動支援事業

高齢福祉課

地域リハビリテーション活動支援事業には、「サロンリハビリテーション（サロンリハ）」と「自宅リハビリテーション（自宅リハ）」があります。いずれも無料です。

サロンリハ

★対象

市内在住の高齢者サロン等の参加者および高齢者サロン等を実施・運営する支援者の方

★内容

理学療法士等が地区サロン等へ出向き、参加者や支援者に対して、虚弱化予防の助言や運動を行います。

自宅リハ

★対象

市内在住の 65 歳以上で、福祉用具等を活用したい方、自宅で転倒しがちな方および家族、支援者の方

★内容

理学療法士等が自宅を訪問し、転倒予防、介護予防の観点から、生活環境を整えることについて助言を行います。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人に代わって成年後見人等が本人の財産管理や契約等の法律行為をし、本人の権利と暮らしを法的に守る制度です。

成年後見制度利用支援事業

高齢福祉課

★対象

成年後見制度を利用するにあたり必要となる費用を負担することが困難な方

★内容

費用の負担が困難と認められる方に対し、成年後見制度を利用するにあたり必要となる費用の全部または一部を助成します。

茅ヶ崎市成年後見支援センター

地域福祉課

茅ヶ崎市成年後見支援センター ☎81-7230

★内容

成年後見制度の仕組みや、制度の利用方法、申立の手続きなど、成年後見制度についてのご相談をお受けします。また、親族等で成年後見人（保佐人・補助人）をされている方からのご相談も受け付けています。

★時間

月曜日～金曜日まで（祝日は休み）

9 時～17 時

※相談は事前予約が優先となります。

令和 5 年 4 月中旬に旧事務所（元町 5-22 永井ビル 3F）から市役所分庁舎 1 階に移転予定です。

茅ヶ崎あんしんセンター 【日常生活自立支援事業】

茅ヶ崎あんしんセンター
(社会福祉協議会内にあります)

☎85-1066 FAX 85-9651

10 ☎B-2

★対象

高齢者・障がいのある方などで判断能力が不十分のため福祉サービスの利用や金銭管理などが困難な方

★内容

▶福祉サービス利用援助

福祉サービスに関する情報提供や、利用申請など契約に関わる手続きの支援を行います。

▶日常的な金銭管理サービス

利用者の日常生活に必要な預貯金の出し入れなどを支援します。

▶書類等預かりサービス

実印・証書など重要書類を預かり、金融機関の貸金庫に保管します。

▶弁護士による無料成年後見相談（予約制。偶数月第 1 水曜日に行います。祝日の場合は第 2 水曜日）

神奈川県弁護士会の弁護士が、成年後見制度、任意後見制度、それに伴う相続や遺言の相談を受けます。



緊急通報装置貸与

高齢福祉課

★ 対象

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者世帯または長時間にわたり同居家族が不在（日中独居）となる世帯で、現病歴・既往歴等により日常生活に注意を要する方

★ 内容

利用者に急病などの緊急事態が発生した際、迅速な救援体制がとれるように緊急通報装置を貸与します。
※緊急通報装置の設置には、単独 NTT アナログ電話回線が必要です（ご自宅の構造等の理由により回線の変更ができない場合は、モバイル版緊急通報装置もありますので、ご相談ください）。
※原則として、利用者宅から 5 分以内に駆け付け可能な 2 名以上の協力員の登録が必要です。

★ 申し込み

「茅ヶ崎市生活支援・家族介護支援サービス利用申請書」「緊急通報装置貸与事業の協力員引受承諾書」に必要事項を記入し、高齢福祉課へ提出（申請書は窓口、市ホームページ、地域包括支援センターで取得できます）。

★ 料金

緊急通報装置を設置した月から月額 500 円
※生活保護世帯は無料

★ その他

申請受付後、要件の確認をするため、訪問等による調査を行います。



◀本体とペンダント型送信機の貸し出しとなります。

寝具類等丸洗いサービス

高齢福祉課

★ 対象

おおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者、認知症高齢者等で失禁のある方

★ 内容

市より委託を受けた業者が、利用者のお宅を訪問して寝具をお預かりし、年 4 回丸洗いを行います。（敷き布団・掛け布団・毛布各 1 枚の計 3 枚 1 組とし、利用は 1 回につき、1 人 1 組までとなります）

★ 申し込み

「茅ヶ崎市生活支援・家族介護支援サービス利用

申請書」に必要事項を記入し、高齢福祉課へ提出（申請書は窓口、市ホームページ、地域包括支援センターで取得できます）。

★ 料金

丸洗い：1 回 800 円
※生活保護世帯は無料

★ その他

申請受付後、要件の確認をするため、訪問等による調査を行います。

介護用品支給サービス (紙おむつ等の支給)

高齢福祉課

★ 対象

介護保険の要介護状態が要介護 4 または 5 の高齢者を在宅介護している家族
※ただし、要介護者および介護者が、共に市民税非課税世帯に属していることが必要です。

★ 内容

市より委託を受けた業者が毎月定数の紙おむつ、尿取りパッドをご自宅へ宅配します。

★ 申し込み

「茅ヶ崎市介護用品支給サービス事業利用申請書」に必要事項を記入し、高齢福祉課へ提出（申請書類は窓口、市ホームページ、地域包括支援センターで取得できます）。

※介護者が市外在住の場合は、お住まいの市区町村で世帯員全員が記載された「住民票」と「非課税証明書」を取得していただく必要があります。

★ その他

申請書類を受け付け後、利用の要件を満たしているか確認するため、調査を行います。

生活保護

生活支援課

★ 対象

病気や障がい、失業など何らかの事情により収入が減少し生活が困難となった方

★ 内容

最低生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とし、生活の程度に応じて必要な支援を行います。

★ 場所

市役所分庁舎 2 階 生活支援課窓口

★ 受付時間

月曜日～金曜日 8 時 30 分～ 17 時

安心まごころ収集

環境事業センター ☎57-0200
〒253-0071 萩園1085

4 ☒ C-2

★ 対象

次のいずれかに該当し、本人または家族などの同居者のみでは集積場所にごみと資源物を持ち出すことが困難であり、かつ地域や親類など身近な人の協力も得られない世帯

- ①身体障がい者のうち、在宅で肢体不自由の障がいの程度が 1 級もしくは 2 級の方
- ②在宅の高齢者（65 歳以上）で要支援 1 から要介護 5 の方
- ③上記のほか、同等な状態にあると認められる方

★ 内容

ごみと資源物の戸別収集と声かけ等による安否の確認を行います。

★ 申し込み

①申請書入手する

「茅ヶ崎市安心まごころ収集申請書」は、次の窓口で配布しています。また、市ホームページよりダウンロードもできます。

▶辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、小出支所、障がい福祉課、高齢福祉課、環境事業センター、各公民館

②必要事項を記入して申請書を提出する

お申し込みは、次の窓口で受け付けています。
▶辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、小出支所、障がい福祉課（障がい者世帯）、高齢福祉課（高齢者世帯）、環境事業センター

③訪問調査を受ける

お申し込み後、環境事業センター職員が訪問調査を実施します。審査を行い、利用の可否を決定します。なお、訪問調査では、関係者の立ち会いをお願いしています。



家庭配本サービス事業



茅ヶ崎市立図書館 本館 ☎87-1001 〒253-0053 東海岸北1丁目4番55号 8 ☒ C-2

★ 対象

市内在住の来館するのが困難で、図書の利用に際し代理に行ってくれる家族などがいない方

★ 内容

電話、インターネット等により予約した資料を、株式会社ジェイコム湘南 湘南局の担当者が、毎週金曜日に配本・回収します。利用料は無料です。

訪問美容

各地域の訪問美容窓口へ電話にて

★ 内容

外出困難な高齢者を対象に、カット・カラー・パーマ・シャンプー等の美容施術を行います。
▶カット・パーマ・カラー 各 4,000 円
▶出張費 別途 500 円

★ 申し込み

各地域の訪問美容窓口へ電話にて予約

東 窓口	☎52-9790
C/QUEST (シークエスト) 小池	
小和田・菱沼・赤松町・本宿町・代官町・松林・室田・小桜町・赤羽根・堤・浜竹	
南 窓口	☎57-5700
HAIR STOMP (ストンプ) 有吉	
東海岸南・菱沼海岸・白浜町・浜須賀・平和町・松が丘・緑が浜・富士見町・汐見台・常盤町・松浪・美住町	
中央 窓口	☎57-7591
NATTY HAIR (ナッティヘア) 大川	
幸町・十間坂・茅ヶ崎・新栄町・元町・若松町・旭が丘・ひばりが丘・出口町・本村・矢畑・東海岸北	
西 窓口	☎84-5450
Pers (パース) 今澤	
柳島・柳島海岸・南湖・松尾・平田夫新田・萩園・中島・今宿・下町屋・浜之郷・中海岸・共恵・浜見平	
北 窓口	☎88-2202
PLUCK (ブラック) 川内	
芹沢・行谷・みずき・甘沼・香川・鶴が台・高田・松風台・下寺尾・円蔵・西久保	

★ 実施団体

神奈川県美容業生活衛生同業組合 茅ヶ崎支部

職業相談（ハローワーク）

茅ヶ崎市ふるさとハローワーク
☎86-0562
〒253-0044 新栄町13-32
勤労市民会館2階
10☒B-2

★ 対象

求職中の方

★ 内容

ハローワークの求人情報検索パソコンが設置されています。全国のハローワークに登録された最新の求人情報の閲覧、窓口での相談・紹介を行っています。

★ 時間

月曜日～金曜日
(第4月曜日(祝日の場合は第4火曜日)・祝日・
年末年始は休み)
9時～16時30分

ちがさき就職サポートコーナー

勤労市民会館
☎88-1331
〒253-0044 新栄町13-32
10☒B-2

★ 対象

求職中の方

★ 内容

キャリアコンサルタントによる就職・転職活動に関するアドバイスを行っています。

ふるさとハローワークにお越しの際には、お気軽にご相談ください。

★ 時間

月曜日～金曜日
(第4月曜日(祝日の場合は第4火曜日)・祝日・
年末年始は休み)
10時～12時、13時～16時

※女性の方も利用しやすいように、原則月曜日・金曜日は女性のキャリアコンサルタントが対応します。

★ 場所

勤労市民会館 2階 特設ブース

★ その他

事前申し込み不要です。直接ブースにお越しください。(1人30分)

シニア・ジョブスタイル・かながわ

シニア・ジョブスタイル・かながわ
☎045-412-4123
〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15
横浜STビル5階

★ 対象

40歳以上の方(生活支援相談を除く)

★ 内容

シニア・ジョブスタイル・かながわ(通称:ジョブスタ)は、求職中の中高年齢者の方や定年後も働き続けたいシニア世代の方々のため、神奈川県が設置し、ハローワークと一体的に運営している就業支援施設です。

総合相談(予約制)では、経験豊かなキャリアカウンセラーが1対1で皆様1人ひとりに合った働き方を一緒に探します。

また、年金・税金相談、福祉のしごと相談や起業・創業などの専門相談(予約制)を行うほか、適性診断もできます。利用料は無料です。

★ 時間

月曜日～土曜日の9時30分～18時(日曜・祝日・
年末年始は休み。受付は17時30分まで)

ちがさき中高年 仕事なんでも相談

勤労市民会館
☎88-1331
〒253-0044 新栄町13-32
10☒B-2

★ 対象

おおむね50歳以上の方

★ 内容

おおむね50歳以上の中高年の方を対象に、人生100年時代を迎えて、これからの人生の考えや第二の人生へ向けての再就職の相談などを個室で実施しています。

中高年世代に向いている職業が知りたい、就職に向けて職業訓練を実施したい、キャリアを感じさせる履歴書・職務経歴書を書きたい、今後の中高年世代らしい職業生活について計画を立てたいなどの相談について、キャリアコンサルタントがアドバイスします。利用料は無料です。

★ 申し込み

勤労市民会館へ電話または窓口へ
※受付時間は、9時～22時
(年末年始、休館日(原則第4月曜日)除く)

★ 時間

毎月第1・第3土曜日(年末年始は休み)
13時～13時50分、14時～14時50分、
15時～15時50分

★ 場所

勤労市民会館 1階 B会議室

★ その他

各日3名(先着順・予約制・1人50分間)

茅ヶ崎市災害時保健福祉 専門職ボランティア

★ 対象

市内在住・在勤の方で、下表の資格を持つ方

★ 内容

災害時は、災害対策地区防災拠点(避難所)などで、保健衛生や介護、福祉の専門職の皆さんの力が必要になります。そのため、市では専門職のボランティアを募集し、事前登録していただくことで、災害時に迅速かつ円滑に活動できることを目指しています。

★ 資格・活動内容

職種	資格	活動内容	問い合わせ
保健衛生職	看護師、准看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士または歯科衛生士	傷病者の救急処置、避難住民の健康相談および健康管理	保健所 保健企画課 ☎38-3313
介護職	介護福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー1級または2級	要介護者の身体介護、日常生活の自立支援と介護に関する相談援助	高齢福祉課
福祉職	作業療法士、理学療法士、義肢装具士、精神保健福祉士、社会福祉士、視覚障がい者ガイドヘルパー、手話通訳者または手話通訳士、障がい者支援施設等のヘルパーまたは生活指導員	障がい者の身体介護、日常生活の自立支援と相談援助	障がい福祉課



社会福祉協議会

社会福祉協議会

☎85-9650 FAX 85-9651

〒253-0044 新栄町13-44 さがみ農協ビル2階

10図B-2

☆ 内容

社会福祉協議会（市社協）は、「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくりまします」を基本理念に、行政・関係機関などと協働してボランティアや「地域福祉の活動」を進めている民間の福祉団体です。困りごとなどお気軽にご相談ください。

ボランティアセンター

社会福祉協議会

☎85-9650 FAX 85-9651

〒253-0044 新栄町13-44 さがみ農協ビル2階

10図B-2

☆ 内容

ボランティア活動してみたい方、ボランティアの手助けを必要としている方の相談を受けています。また、福祉ニーズへの理解と活動への参加を呼びかけるため、情報紙の発行、各種ボランティア入門講座や企業・地域・団体・学校等の依頼や相談に応じて「出前講座」を実施しています。

☆ 申し込み

ボランティアセンター（社会福祉協議会内）にお問い合わせください。

地区ボランティアセンター

☆ 対象

本人または家族が、高齢・病気・出産・育児などの理由により日常生活に支障があり、援助を必要とする方

☆ 内容

日常生活の困り事などを気軽に持ち込める、住民同士の身近な相談窓口です。草取り、ゴミ出し、掃除な

ど日常生活の「ちょっとした困り事」に同じ地域にお住まいのボランティアの皆さんがお応えしています。

☆ 地区ボランティアセンター 一覧表

地区	施設	電話番号	地図座標
茅ヶ崎	ボランティアセンターちがさき	58-0707	10図E-1
茅ヶ崎南	ボランティアセンター茅ヶ崎南	38-8445	10図D-4
海岸	ボランティアセンター海岸	85-5540	8図C-3
南湖	南湖ボランティアセンター	85-1510	8図A-3
鶴嶺東	つるみね東ボランティアセンター	86-7639	5図A-4
鶴嶺西	つるみね西ボランティアセンター	73-8280	4図D-4
湘南	ボランティアセンター湘南「ハート&ハート」	85-3000	7図E-3
松林	ふれあい・支えあい松林サポートセンター	52-1349	6図A-2
湘北	湘北地区ボランティアセンター	27-2030	2図C-5
小和田	みんなのこわだボランティアセンター	55-1341	6図C-3
松浪	まつなみボランティアセンター	84-0301	9図C-2
浜須賀	サポートはますか	88-5116	9図A-1
小出	小出ボランティアセンター	98-0901	3図A-1

※地区により受付する曜日・時間が異なりますので、社会福祉協議会または地域福祉課へおたずねください。

地域でのミニデイ・サロン

社会福祉協議会

☎85-9650 FAX 85-9651

〒253-0044 新栄町13-44 さがみ農協ビル2階

10図B-2

▶ ミニデイ・サロン事業

高齢者や障がい者の外出の機会、地域参加やふれあいの場として地区社会福祉協議会を中心に開催しています。

▶ 子育てサロン事業

育児中の仲間づくりや、ホッと一息つける場を提供するために地区社会福祉協議会を中心に開催しています。

健康診査

保健所 健康増進課 ☎38-3331

☆ 対象

茅ヶ崎市に住民登録があり、次に該当する方

- ① 後期高齢者医療に加入している方
- ② 40歳以上（年度末現在）の生活保護を受給している方

☆ 内容

検査項目：問診、尿検査、身体計測、身体診察、血圧測定、心電図検査、血液検査

☆ 受診料

無料

☆ 受診方法

対象者には健康診査受診券シールと、健康診査票を送付しております。実施医療機関にご予約のうえ、受診券シールと健康診査票を持参し、受診してください。

☆ 実施期間

9月～11月

特定健康診査・特定保健指導

保険年金課

茅ヶ崎市国民健康保険に加入している40歳から74歳の方を対象に生活習慣病の予防・改善を目的に特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

対象者の方には、実施時期が近づきましたら受診券をお送りします。

☆ 受診料

① 40歳～64歳の方 受診料 1,500円

② 65歳～74歳の方 受診料 500円

③ 市民税非課税世帯の方 申し出により免除

☆ 主な検査項目

問診、身体測定（身長・体重・腹囲）、血圧測定、血液検査（血糖・脂質・肝機能）、尿検査など

☆ 実施期間

6月～8月

低栄養を予防して筋力を保とう！

高齢になってもたんぱく質の必要量は、若いときと変わりません。筋力を維持するためにしっかりと食べましょう。

【低栄養予防のポイント】

- 1日3食、主食、主菜、副菜をそろえて食べる
- 毎食、たんぱく質（卵、肉、魚、大豆製品など）を食べる
- 1日一回、乳製品（牛乳、ヨーグルト、チーズなど）を食べる
- 噛む力や飲み込む力が衰えないように、お口のトレーニングをする
- 歯を守るために、丁寧に歯を磨き、歯周病を予防する



詳しくは市のHPに掲載しています→

高齢者インフルエンザ予防接種

保健所 健康増進課 ☎38-3331

★対象

茅ヶ崎市に住民登録があり、接種日現在で次のいずれかに該当する方

① 65歳以上の方

※住所や年齢の確認できる健康保険証等をご持参ください。

② 60歳以上 65歳未満の方であって、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある方（上記障がい名の身体障害者手帳 1級相当）

※身体障害者手帳をご持参ください。

★内容

インフルエンザ予防接種の費用を助成します。インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けるようにしましょう。毎年1回受けることが予防には有効です。

★助成回数

年1回

★接種期間

10月1日～12月31日

※医療機関の休診日は除く

★申し込み

実施医療機関に直接電話等でお申し込みください。

★実施医療機関

実施医療機関については、市ホームページ等でご確認ください。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

保健所 健康増進課 ☎38-3331

★対象

茅ヶ崎市に住民登録があり、次のいずれかに該当し、初めて予防接種を受ける方

① 年度末現在 65歳以上の方(5歳刻みで100歳まで)

※住所や年齢の確認ができる健康保険証等をご持参ください。

② 接種日現在 60歳以上 65歳未満の方であって、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある方（上記障がい名の身体障害者手帳 1級相当）

※身体障害者手帳をご持参ください。

★内容

23価肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成します。通常1回の接種で5年以上の効果の継続が認められ、インフルエンザのように毎年接種する必要はありません。

★助成回数

生涯1回

※過去に自費（任意接種）を含め、一度も23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方に限り、助成を受けることができます。

★申し込み

健康増進課に電話または電子申請でお申し込みください。申し込みをした方に対し、予診票を送付します。予診票を持参し、実施医療機関で予防接種を受けてください。

★実施医療機関

実施医療機関については、市ホームページ等でご確認ください。

がん検診

保健所 健康増進課 ☎38-3331

★対象

茅ヶ崎市に住民登録があり、年度末現在で次のご年齢に該当する方

▶ 20歳以上偶数歳の方…子宮頸がん検診

▶ 40歳以上偶数歳の方…乳がん検診

▶ 40歳以上の方…胃・大腸・肺がん検診

※詳細は健康増進課へ

★内容

以下のいずれかの方法で受診できます。検診方法によって受診料が異なるため、詳細については健康増進課までお問い合わせください。

※自覚症状のある方は、がん検診ではなく、直接病院で保険診療として受診してください。

① 集団検診

保健所を会場とし、検診車でいうがん検診

② 施設検診

実施医療機関で行うがん検診

★受診方法

① 集団検診

市広報紙等にご案内を掲載しております。受診を希望する日の申し込み受付開始日になりましたら、健康増進課までお申し込みください。

② 施設検診

対象者には施設検診受診券シールを送付しております。実施医療機関へご予約のうえ、受診券シールを持参し、受診してください。受診券シールが届く前に受診を希望する方は、健康増進課へお問い合わせください。

★実施期間等

① 集団検診

4月～翌年3月（検診日はあらかじめ設定されております。ご注意ください）

② 施設検診

4月～翌年2月

★その他

※次のいずれかに該当する方はがん検診の費用が免除になります。

(A) 75歳以上の方、後期高齢者医療の被保険者

(B) 生活保護世帯の方

(C) 市民税非課税世帯の方（同一世帯の全員が課税されていない方）

地域医療センター

医科 ☎38-7532 歯科 ☎38-8667

調剤薬局 ☎38-5086

〒253-0041 茅ヶ崎3-4-23

5☒B-5

- ・受診前に必ず事前の連絡をお願いいたします。
- ・コロナの影響で診療科目が記載内容と異なることがあります。

★対象

どなたでもご利用いただけます。

★内容

日曜日、祝日や、平日夜間など、一般の医療機関が休診している時間帯に、急病やけがなどが生じた場合にご利用いただける診療所です。

★診療日時／診療科目

【日曜日・祝日・年末年始】

医科	内科	9時～12時、13時～23時 (午前受付は11時30分まで、 夜間受付は22時30分まで)
	小児科・外科	9時～12時、13時～17時 (午前受付は11時30分まで、 午後受付は16時30分まで)
歯科		9時～12時、13時～17時

【平日・土曜日夜間】

医科	小児科・内科	20時～23時 (受付は22時30分まで)
----	--------	--------------------------

※調剤薬局：医科・歯科の診療日および診療時間に開局

内科 エリアマップ6☒A-3

地域の皆様が身近に相談できるクリニックを目指す

おおえ内科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～12:30	●	●	●	●	●	●	●	●
15:30～18:00	●	●	●	●	●	●	●	●

■茅ヶ崎市松林2-12-47（セブンイレブン松林2丁目裏）
■TEL:0467-55-2325
■URL:https://ooe.or.jp/

※ホームページより来院予約ができます

P あり

★ その他

地域医療センターは、初期救急対応（家では手当が困難であるが、入院治療の必要がなく、帰宅可能な救急患者さんへの対応）のために備えられた施設です。

皆さんが日々健康的に過ごされるために、ぜひ信頼できる自分の「かかりつけ医・歯科医・薬局」を持ちましょう。

★ アクセス

電車の場合は、JR 東海道線茅ヶ崎駅から徒歩 13 分。バスの場合は、ジャスコ東バス停（コミュニティバス鶴嶺北コース）下車、または、ジャスコ前、市民文化会館前バス停下車各 4 分

成人歯科歯周病検診

保健所 健康増進課 ☎38-3331

歯と口腔の病気は、自覚症状が出ても放置されがちです。症状を自覚したときには、病状がかなり進行していることが多いです。歯科の健康診査を定期的に行い、歯の健康状態を常時把握しておくことが予防の第一です。

みんなの元気はお口から！ 湘南くち体操

問い合わせ 保健所 地域保健課 ☎38-3314

湘南くち体操は、オーラルフレイルを予防し口腔機能の維持・向上を目的とした、顔や舌の体操を行う「健口（けんこう）体操」を、湘南版にアレンジしたものです。市ホームページでも紹介しています。

♪湘南くち体操のリーフレットはこちらからご覧になれます



●顔面体操（3回）

顔全体を使いましょう。脳にほどよい刺激が伝わり、表情を豊かにします。



♪湘南くち体操の動画が視聴できます



後期高齢者医療制度

保険年金課

★ 対象

75 歳以上の方や、一定の障がいがある 65 歳から 74 歳の方で広域連合の認定を受けた方

★ 保険料

保険料は下図の算定方法で一人ごとに計算され、特別徴収（年金からの差し引き）または普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただきます。

令和 4・5 年度の後期高齢者医療保険料率、限度額については下図のとおりです。

$$\text{年間保険料額 (限度額 66 万円)} = \text{均等割額 43,100 円} + \text{所得割額 (前年総所得金額等(※) - 43万円) \times 8.78\%}$$

※総所得金額等とは、総所得金額、山林所得金額、株式・土地建物等の長期（短期）譲渡所得金額等の合計額です。

★ 自己負担割合

お医者さんにかかるときの自己負担割合（保険証に記載してある「一部負担金の割合」）は、下の表のとおり所得区分によって異なります。所得区分はその年度（4 月～7 月は前年度）の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）によって判定されます。

所得区分	課税区分	自己負担	判定基準
現役並み所得者Ⅲ	課税	3割(※)	市町村民税の課税所得が690万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者
現役並み所得者Ⅱ			市町村民税の課税所得が380万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者
現役並み所得者Ⅰ			市町村民税の課税所得が145万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者
一般Ⅱ		2割	課税所得28万円以上(※)
一般Ⅰ		1割	「現役並み所得者ⅢⅡⅠ」「一般Ⅱ」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者
区分Ⅱ	非課税	1割	同一世帯の方全員が、市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）
区分Ⅰ			同一世帯の方全員が、市町村民税非課税で、その世帯員の各所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算。給与所得がある場合は、10万円を控除。）となる被保険者

- (※) 3割と判定された場合でも、以下の要件に該当する方は、認定されると自己負担割合が1割または2割となる場合があります。
- 同一世帯に本人以外の後期高齢者医療制度の被保険者の方がいる場合で、本人とその被保険者の収入合計額が520万円未満
 - 同一世帯に本人以外の後期高齢者医療制度の被保険者の方がいない場合で、次のア・イいずれかに該当するとき
 - ア 被保険者本人の収入額が383万円未満
 - イ 被保険者本人の収入額が383万円以上であっても、世帯の70～74歳の方を含めた収入の合計額が520万円未満
- (※) 世帯内の後期高齢者のうち、課税所得が28万円以上、かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、世帯内の後期高齢者の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万以上）の対象者

★ 給付

給付は神奈川県後期高齢者医療広域連合で行いますが、申請は市で受け付けています。詳細は保険年金課までお問い合わせください。

内科・消化器内科 エリアマップ5区 D-2

茅ヶ崎市高田の内科

水沼医院

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~12:00	●	●	-	●	●	-	-	-
15:00~18:00	●	●	-	●	●	-	-	-

■茅ヶ崎市高田5-5-10 ■TEL:0467-52-5550
 ■URL:http://mizunuma-iin.jp/index.html
 ※休診日：水・日・祝日・土曜午後 JR「茅ヶ崎駅」よりバス10分 Pあり(5台分)

介護保険制度

★ 仕組み

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです。

老化や加齢が原因とされる病気により、身の回りのことが自分でできなくなったときなど、保険料と税金をもとにして介護サービスを受けられるようになっています。介護サービスを利用する場合、所得によってサービスにかかる費用の1割、2割または3割が自己負担となり、残りが保険から支払われます。

介護サービスを受けるには

サービスを利用するためには、要介護・要支援の認定が必要です。認定を受けるには、介護保険課に申請をします。申請はお住まいの地区の地域包括支援センターで代行を依頼することもできます。

★ 要介護状態区分

軽い ↑ ↓ 重い	非該当	介護保険のサービスは利用できません
	要支援1	介護予防サービスを利用できます
	要支援2	● 居宅サービスや介護予防・日常生活支援総合事業 ● 地域密着型サービス
	要介護1	介護サービスを利用できます ● 居宅サービス ● 施設サービス ● 地域密着型サービス
	要介護2	
	要介護3	
	要介護4	
要介護5		



介護サービス

居宅サービス

自宅で生活しながら利用できるサービスです。

① 施設に通う(または泊まる)サービス

- ▶ 通所介護 (デイサービス)
- ▶ 通所リハビリテーション
- ▶ 短期入所 (ショートステイ) など



② 訪問を受けるサービス

- ▶ 訪問介護 (ホームヘルプ)
- ▶ 訪問入浴介護 など



施設サービス

介護保険施設に入所して介護や支援を受けられるサービスです。

- ▶ 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) (原則要介護3～5までの方が利用可能)
- ▶ 介護老人保健施設
- ▶ 介護療養型医療施設
- ▶ 介護医療院



住宅改修費の支給

家の中の段差の解消や手すりの取り付けなどの住宅改修をしたとき、改修費用の9割、8割または7割が支給されます。対象となる費用の上限は20万円です。改修工事前に介護保険課へ事前申請が必要です。事前にケアマネジャーに相談してください。

福祉用具の貸与

車いすや歩行器、特殊寝台などの福祉用具を借りることができます。事前にケアマネジャーに相談してください。



特定福祉用具購入費の支給

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を指定業者から購入した場合、年間10万円を上限に購入費用の9割、8割または7割が支給されます。事前にケアマネジャーに相談してください。



地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支援するサービスのため、原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 地域密着型通所介護
- ③ (看護) 小規模多機能型居宅介護
- ④ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) など



★ ケアプランの作成

要介護または要支援と認定されたら、利用する介護サービスの内容を決める計画(ケアプラン)が作成されます。ケアプランは本人や家族と相談して、介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成します。ケアプランができたら、介護サービス事業者と契約して介護サービスの利用を開始します。



介護・福祉 エリアマップ4図 C-5

まずはお気軽にお電話ください

湘南ひまわり

居宅介護(ケアマネジャー)、訪問介護/小規模多機能型居宅介護「ひまわりの家」(通い・泊まり・訪問)

■ 茅ヶ崎市今宿1040-2(本社) / 今宿1050-1(ひまわりの家)
 ■ TEL:0467-57-2006 ■ FAX:0467-58-7881
 ■ 営業時間 / 9:00~17:00 ■ 定休日 / 日曜、年末年始
 ■ URL: <http://shonan-himawari.com/>

あり

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス」と、65歳以上の方などを対象とした「一般介護予防事業」からなり、要介護状態等になることの予防または軽減もしくは悪化の防止および地域において自立した日常生活の支援を行います。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合は、必ず地域包括支援センター等によるケアマネジメントが必要です。利用者の身体状況や生活環境に応じて自立した日常生活を送るために地域包括支援センターが作成したケアプランに沿って提供されます。

訪問型サービス

★国基準訪問型サービス

自宅にホームヘルパー（訪問介護員）が訪問し日常生活に必要な入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）や調理、洗濯、掃除等の支援（生活援助）などのサービスを提供します。

★訪問型サービスA

自宅に生活援助員（市の研修を修了した方）等が訪問し日常生活に必要な調理、洗濯、掃除等の支援（生活援助）のサービスを提供します。

★自宅で機能アップコース （短期集中訪問型サービス）

うつまたは閉じこもりの傾向にある方が対象で、保健・医療等の専門職によるおおむね4か月間の短期集中的な指導および助言や社会参加に向けた栄養改善指導、口腔ケア指導、嚥下機能向上のための訓練、運動指導などのサービスを提供します。

通所型サービス

★国基準通所型サービス

通所介護施設で日常生活上の支援や日常動作訓練、レクリエーション等を日帰りで行います。

★通所型サービスA

通所介護施設で日常生活上の支援やレクリエーション等を日帰りで行います。

★お出かけ機能アップ教室 （短期集中通所型サービス）

保健・医療等の専門職によるおおむね4か月間の短期集中の介護予防プログラムや運動、認知、口腔機能および栄養状態の向上プログラムが利用できます。

年金

藤沢年金事務所 ☎0466-50-1151
〒251-8586 藤沢市藤沢1018
または 保険年金課 ☎82-1111

★内容

公的年金は、20歳以上の日本国民すべてを加入対象者として、共通の基礎年金を支給する「国民年金」と、会社員や公務員などを対象として基礎年金に上乗せして報酬比例の年金を支給する「厚生年金」で構成されます。

保険料を納めた期間（免除期間を含む）が原則10年以上ある方は、65歳になってから老齢基礎年金を受け取ることができます。年金受給者の方の住所変更や、金融機関の変更等については、上記へお問い合わせください。

公的年金等にかかる確定申告不要制度

藤沢税務署 ☎0466-22-2141
〒251-8566 藤沢市朝日町1-11
または 市民税課 ☎82-1111

★対象

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（源泉徴収対象外の外国の公的年金等がないこと）で、かつ、その他の所得金額が20万円以下の方

★内容

上記の対象者にあたる場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は不要となります。なお、各種控除（生命保険料控除・医療費控除・寄附金控除など）の追加により所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合や所得税の特例を受ける場合などは、所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出が必要です。

ただし、確定申告は不要であっても、各種控除を翌年度の市・県民税の計算で適用するには、市民税・県民税申告書の提出が必要となります。

医療費控除

本人または本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けられることがあります。これを医療費控除といいます。対象となるのは、その年の1月1日～12月31日の間に支払った医療費で最高で200万円まで控除されます。

介護保険サービス利用料の医療費控除

★内容

介護保険施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）や医療系の居宅サービス（訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所療養介護等）を利用した際の介護費用の自己負担分は、医療費控除の対象となります（特別養護老人ホームは自己負担分の2分の1）。詳細は税務署、または介護保険課にお問い合わせください。

おむつにかかる医療費控除

★対象

1. 医師が発行した「おむつ使用証明書」をお持ちの方
2. 下記のすべてに該当し、「おむつ代医療費控除確認書」の発行を受けた方（1の代わりになる証明書）

- ①要介護認定を受けている
- ②おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降（1年目の方は医師が記載した証明書が必要なため、市では確認書を発行できません）
- ③要介護認定の主治医意見書で、寝たきり状態で「尿失禁」があることが確認できる



★ 内容

傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている者のおむつ代は、医師による治療を受けるため直接必要な費用として、医療費控除の対象となります。

★ 問い合わせ先

おむつ代医療費控除 確認書について	介護保険課	☎82-1111 (代表)
	市民税課	
課税・控除内容について	藤沢税務署	☎0466-22-2141

社会保険料控除

★ 内容

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、所得税の確定申告や市・県民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。

ただし、特別徴収（年金からの差し引き）された保険料については、その年金を受け取る方ご本人が申告する場合に限り、社会保険料控除の対象となりますのでご注意ください。

★ 問い合わせ先

国民健康保険料・ 後期高齢者医療 保険料について	保険年金課	☎82-1111 (代表)
介護保険料について	介護保険課	
社会保険料控除の 内容について	市民税課	☎0466-22-2141
	藤沢税務署	

障害者控除 (障害者・特別障害者に準ずる方)

★ 対象

1. 障がい者手帳を交付されている方
2. 障がい者手帳を交付されていない方や交付されていても見直しを行っていないため等級が低い方でも、要介護認定を受けている 65歳以上の方で、**下記のいずれかに該当し、「障害者控除対象者認定書」の発行を受けた方。**

①認知症により日常生活に支障をきたす症状があったり、行動や意思疎通の困難さがあって、**介護が必要**

②**身体障がい者(3～6級)に準ずる方で介護が必要**

③**寝たきり生活が主体で、日常生活に介助が必要**

★ 内容

納税者自身が障がい者である場合、または控除対象配偶者および扶養親族のうちに障がい者がいる場合に市・県民税および所得税の障害者控除が受けられます。

★ 問い合わせ先

障がい者手帳について	障がい福祉課	☎82-1111 (代表)
障害者控除対象者 認定書について	介護保険課	
課税・控除内容について	市民税課	
	藤沢税務署	☎0466-22-2141

身分証明にもなる!

運転経歴証明書のご案内

車には乗らないけれど、免許証は身分証明として手放したくない! そんなあなたに耳寄りなご案内です。

神奈川県警察交通総務課 ☎045-211-1212(代表) 〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

高齢運転者は、加齢に伴う様々な身体機能の低下により、交通事故を起こす運転リスクが高まっていくものと考えられます。運転経歴証明書は、本人確認書類として有効です(一部受付できない機関もあります)。

また、協賛企業・団体等のサービスも受けられます。詳細は、神奈川県警察のホームページをご覧ください。

このマークのシールの貼ってある店舗等で各種サービスが受けられます



★ 茅ヶ崎市内のサービス店舗一覧

※運転経歴証明書の提示など条件がございます。

業種	名称	特典内容例	住所	電話番号
スーパー	イオンスタイル湘南茅ヶ崎店	※詳しくはサービスカウンターへ	茅ヶ崎2-7-71	88-3131
	イオン茅ヶ崎中央店		茅ヶ崎3-5-16	82-6111
スーツ	紳士服コナカ 茅ヶ崎小和田店	総額より10%割引 他の特典併用不可	小和田3-12-36	53-2911
福祉用具	株式会社ニッショウ 本店営業所	電動カート・電動車いす 3～10%割引など	高田4-24-30	☎0120-83-2440
家電量販店	ノジマ/イオンスタイル 湘南茅ヶ崎店	携帯・スマホの割引・購入金額に応じた宅配・配送料金割引	茅ヶ崎2-7-71 イオンスタイル 湘南茅ヶ崎3F	84-6080
	眼鏡市場 茅ヶ崎高田店	5%割引(一部除く)・メガネの無料洗浄・調整サービス	高田4-2-33	50-1168
	眼鏡市場 辻堂店		浜竹2-11-17	84-3558
	メガネ	メガネのプリンス イトーヨーカドー茅ヶ崎店	メガネ一式10%・店内商品5%割引(一部除く)	新栄町11-8 イトーヨーカドー茅ヶ崎店3F
	メガネスーパー茅ヶ崎駅前店	「メガネ・補聴器の出張訪問サービス」の出張費用が初回無料	新栄町1-1	☎0120-755-890
	株式会社ビジョンメガネ BRANCH茅ヶ崎店	メガネ・補聴器が10%割引(一部除く)	浜見平3-1BRANCH 茅ヶ崎2 2F	38-8166
自転車販売・修理	ダイワサイクルSTYLE ブランチ 茅ヶ崎店	出張修理サービス出張費無料(修理代別途必要・指定エリア有)ほか	浜見平10-2	81-3458
訪問理容業	訪問理容サービス 訪問カット茅ヶ崎	出張無料、技術料のみ	中海岸2-4-36	83-4452

★ 対象

県内在住で、次のいずれかに該当する方

- ①運転免許証を有効期限内に返納した方
- ②運転免許証を自主返納した方で返納後5年内の方
- ③運転免許証の更新を受けずに失効した方で、失効後5年内の方

★ 申請場所

上記に該当する方は、県内の警察署もしくは

神奈川県運転免許センター

★ 申し込み

写真(運転免許証写真に準ずる)をご持参のうえ、申請場所へお越しください。 ※運転免許センターで、返納と同時に申請する場合は、写真不要です。

★ 料金

1,100円(手数料)



自動車買取 MAP7図 D-2

地域密着の自動車買取店

Kステーション

免許返納をお考えの方、使用していないお車をお持ちの方、車の処分にお困りの方、お気軽にお問合せください。各種手続き無料。

- 茅ヶ崎市中島1176-20
- TEL.0467-37-6489
- 営業時間/9:00～19:00
- 定休日/なし

代表 金子 将己

コミュニティバス えぼし号

都市政策課

えぼし号は、すべての人にやさしいノンステップバス。出入り口にステップがなく、バス停間隔は約 200m と、高齢者や車いすの人も乗り降りしやすくなっています。茅ヶ崎駅以外に辻堂駅西口（東部循環 小和田・松浪コース）、香川駅（北部循環）を経由するコースもあります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



●路線・運賃

路線名	行先	運賃	
		大人	小児 (小学生以下)
中海岸南湖循環市立病院線	市立病院～茅ヶ崎駅南口～サザンビーチ入口～茅ヶ崎駅南口～市立病院	180円	90円
北部循環市立病院線	北部コース	200円	100円
	新芹沢コース	200円	100円
鶴嶺循環市立病院線	鶴嶺北コース	200円	100円
	鶴嶺南コース	200円	100円
東部循環市立病院線	松が丘コース	180～200円	90～100円
	小和田・松浪コース	200円	100円

※障害者手帳の提示により本人と付き添いの方（1名）の運賃は、5割引（10円未満四捨五入）となります。

※回数券・1日自由乗車券も販売しています。

※PASMO・Suica等の交通系ICカードでも、運賃のお支払いは可能です。

●携帯電話・パソコンで接近情報等を確認できます。

<http://real.kanachu.jp/>



住まいの相談窓口

都市政策課

★対象

住まいに関する悩みをお持ちの方

★内容

住まいに関するご相談をお受けし、必要に応じて市役所内の関係課または協定団体におつなぎする相談窓口です。

▶相談事例

- 高齢を理由にアパートへの入居を断られた
- 空き家、空き地の売却や活用をしたい
- 相続、遺言などの法律的な相談をしたい
- 相続登記、成年後見制度等について相談したい
- リフォームについて相談したい
- 相続した住宅の家財整理を行いたい
- 空き家の管理（草木の剪定等）をお願いしたい
- マンション管理組合の運営について相談したい等

★利用方法

都市政策課窓口に来庁または電話、メール、FAXでの相談。

★負担額

相談は無料。

※関係団体等に相談内容をつなぎ、業務等を依頼した場合は、別途料金がかかることがあります。

★協定団体

（公社）かながわ住まいまちづくり協会、（公社）神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部、（公社）全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部、神奈川県弁護士会、神奈川県土地家屋調査士会、（一社）神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎寒川支部、（一社）茅ヶ崎建設業協会、（一社）家財整理相談窓口、神奈川県司法書士会、（公社）茅ヶ崎市シルバー人材センター、（一社）神奈川県マンション管理士会 NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンター、（一社）全国保証機構、茅ヶ崎市緑化事業協同組合

シルバーハウジング

建築課

★内容

高齢者向けの設備を施した市営住宅です。「ライフサポートアドバイザー（LSA）」による生活相談や安否の確認、緊急時の対応を受けることができます。

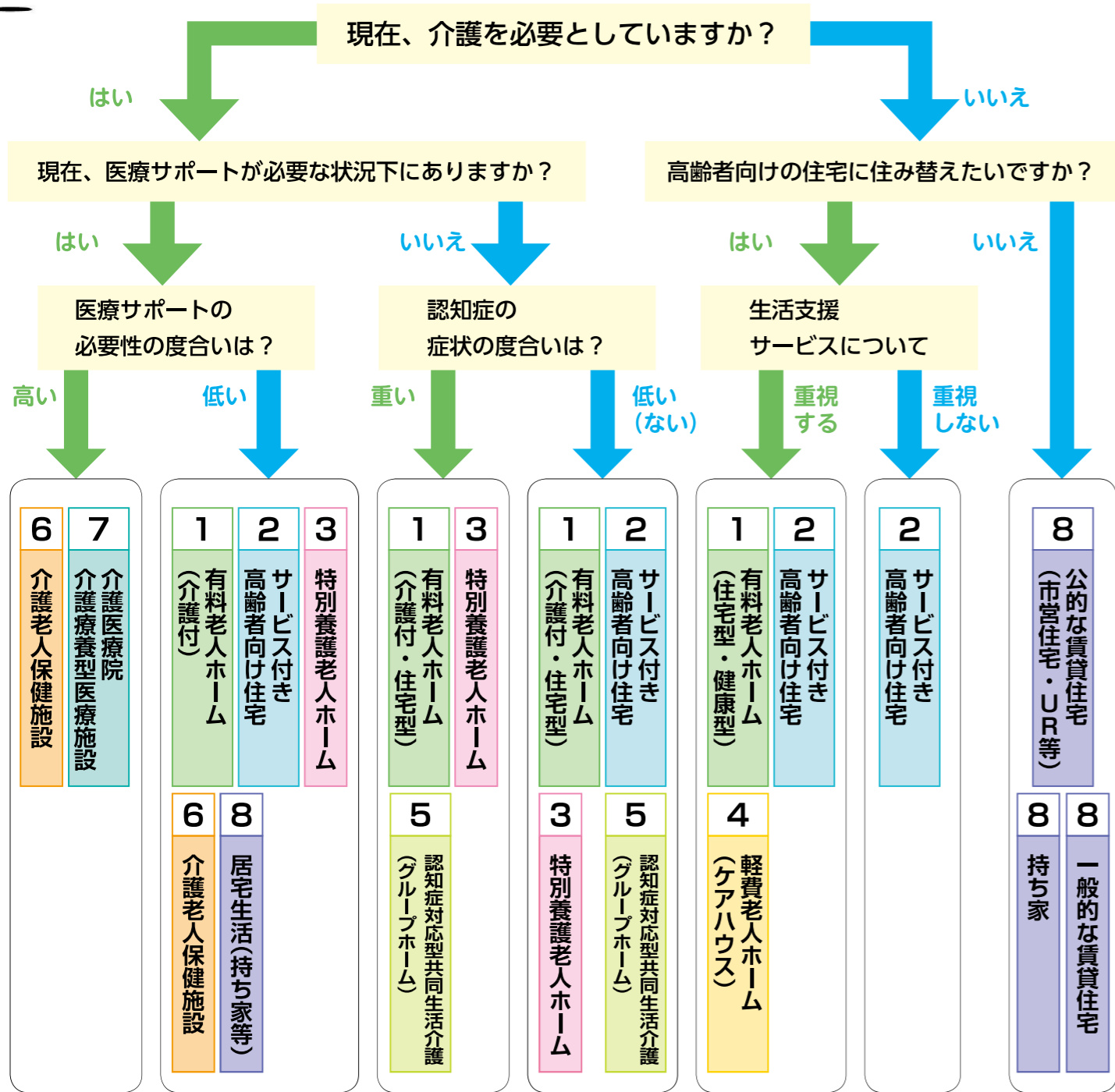
★申し込み

毎年11月頃に市営住宅の募集がありますので、建築課へお申し込みください（ただし、住宅の空き状況により、募集を実施しない場合があります）。申し込みには、収入基準や入居資格などの要件があります。募集案内および申込書は、11月頃に建築課、市政情報コーナー、小出支所、各出張所、各市民窓口センター、各公民館などで配布します。



施設・住まい

このフローチャートは、高齢者が住み替え先を検討するための目安として作成したものです。高齢者や要介護者を対象にした高齢者向け住宅や介護施設は多様な選択肢があり、サービス内容や目的、費用や料金、入居条件なども施設によって様々です。施設ごとの特徴を整理して、ご自身に合った施設を探しましょう。



1 有料老人ホーム

高齢者が暮らしやすいように配慮された「住まい」で、食事や掃除、洗濯などの生活支援サービスを提供します。介護サービスの利用方法の違いによって介護付・住宅型・健康型の3つのタイプがあります。

【介護付】	生活支援サービスのほかに、排せつ、入浴、着替えなどの介護サービス（特定施設入居者生活介護）を提供します。
【住宅型】	比較的自立が可能な高齢者を対象とし、介護が必要となった場合には、通所介護か訪問介護等の外部の介護サービスを別に契約します。
【健康型】	介護の必要がなく、生活の自立ができる高齢者を対象とし、日常生活を楽しむための設備が充実している施設が多く、介護が必要となった場合には、契約を解除して退去しなければなりません。

※入所にかかる費用は施設やサービスにより様々です。

2 サービス付き高齢者向け住宅

一定の基準を満たして県に登録された高齢者のためのバリアフリー構造の賃貸住宅で、安否確認サービスや生活相談サービスが受けられます。その他にも介護・医療・生活支援サービスが提供・併設されている場合があります。※入所にかかる費用は施設やサービスにより様々です。

3 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

日常生活全般に常時介護が必要で、在宅介護が困難な高齢者を対象とし、生活全般にわたるサービスを提供します。原則、要介護3以上の方で、入所の必要性が高い重度者から優先して入所することとされています。※入所にかかる費用は他の施設(有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等)に比べ、一般的には低い傾向があります。

4 軽費老人ホーム(ケアハウス)

身体機能の低下などにより独立して生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方を対象とした施設です。食事サービスや入浴サービスが提供されます。

5 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要支援2以上で、比較的安定状態の認知症症状がある高齢者を対象とし、共同生活の中で、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境で日常生活を送りながら、入浴や食事等の介護等のサービスを受ける施設です。※施設のある市町村に住民登録があることを入所条件とします。

6 介護老人保健施設

病院と居宅の橋渡しをする役割を備えた施設として、居宅生活への復帰を目指す施設です。医学的管理の下で看護・介護、機能訓練等のサービスを提供します。要介護1以上の方が利用できますが、一定期間の利用が前提となっています。

7 介護療養型医療施設

長期療養が必要な要介護者を対象とし、日常生活に必要な介護、機能訓練、医療サービスなどを提供する施設です。※令和6年3月31日までに廃止となります。

7 介護医療院

長期療養が必要な要介護者を対象とし、日常生活に必要な介護、機能訓練、医療サービスなどを提供しつつ、プライバシーの尊重や地域交流など長期療養を行うにふさわしい「住まい」としての機能を併せ持つ施設です。

8 居宅生活

- 介護が必要な場合は、通所介護や訪問介護などのサービスを利用しながら生活します。
- 市営住宅の入居の申し込みは建築課へ、UR等の公的住宅は事業者へ直接行います。

※各施設への入所については、ご希望の施設まで直接お申し込みください。

老人ホーム紹介 エリアマップ9図 A-3

老人ホームのご相談

一般社団法人ライフプランニング協会

老人ホーム探しのご相談からご入居まで、全て無料でサポートいたします。まずはお電話をお待ちしております。

■茅ヶ崎市白浜町2-31
 ■TEL:0467-87-8695 ■FAX:0467-87-8685
 ■営業時間/9:00~18:00 ■定休日/日曜、祝日
 ■URL:https://retreatment.net ■E-mail:contact@retreatment.net

福祉 エリアマップ4図 C-2

グループホーム

ミモザ茅ヶ崎萩園

ミモザ茅ヶ崎萩園はご利用者様に寄り添い、あたたかい家庭的な介護を提供します。

■茅ヶ崎萩園1202
 ■TEL:0467-84-6721 ■FAX:0467-84-6722
 ■URL:http://www.mimozacare.jp/base/chigasaki-hagizono.html
 事業主:ミモザ株式会社

福祉 エリアマップ6図 B-5

有料老人ホーム・デイサービス

ミモザ茅ヶ崎

ご入居の皆様が元気に日々過ごされています。季節折々のイベントやレクリエーションも多く、入居者の皆様も季節を感じながら楽しんでいらっしゃいます。

■茅ヶ崎市代官町3-9
 ■TEL:0467-55-1680 ■FAX:0467-55-1690
 ■URL:http://www.mimozacare.jp/base/chigasaki.html
 事業主:ミモザ株式会社

木造住宅耐震診断事業補助金

建築指導課

★対象

以下のすべてに該当すること

- ①昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造住宅を所有していること
- ②一戸建ての住宅（二世帯住宅を含む）、または兼用住宅であること
- ③市に登録された耐震診断士が行う耐震診断であること
- ④市税の滞納がないこと
※その他、詳細の条件あり

★内容

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に補助金を交付します。耐震診断を行うことで、ご自宅の耐震性や補強方法、概算の工事費用がわかります。診断費用は一律10万8,900円(税込)です。

▶補助金額 7万3,000円

※高齢者（65歳以上）などには、2万6,000円の割り増しあり

★利用方法

利用条件があるため、耐震診断を行う前に建築指導課までご相談ください。

★問合せ先

建築指導課 建築安全担当

木造住宅耐震補強事業補助金

建築指導課

★対象

以下の全てに該当すること

- ①市の補助金を利用して耐震診断を行い、「評点が1.0未満」（倒壊する可能性がある）と診断されて木造住宅を、『評点が1.0以上』（倒壊の恐れが少ない）とする耐震補強工事を行うこと
- ②市に登録された耐震診断士が、「耐震補強設計」および「工事監理」を行うこと
※その他、詳細の条件あり

★内容

木造住宅耐震診断事業補助金を利用した耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された住宅を

倒壊の恐れが少ない住宅に耐震補強工事を行うことに対して、補助金を交付します。

▶補助金額 耐震補強費用の1/2（上限50万円）

※高齢者（65歳以上）などには20万円の割り増しあり

★利用方法

利用条件があるため、耐震補強工事を行う前に建築指導課までご相談ください。

★問合せ先

建築指導課 建築安全担当

危険ブロック塀等の撤去費補助金

建築指導課

★対象

ブロック塀等を所有している方で、以下のすべてに該当すること

- ①建築基準法に定義された道路等に面するブロック塀等
- ②道路等からその上端までの高さが0.8メートルを超えるものを、0.8メートル以下まで撤去するもの
- ③市税の滞納がないこと
※その他、詳細の条件あり

★内容

避難や緊急車両通行のために、道路の更なる安全性向上と危険なブロック塀の撤去を促進するため、耐震改修促進計画に基づく施策の一環として、危険ブロック塀等の撤去費を補助します。

▶補助金額 ①～③のうち最も低い額

- ①撤去工事の見積額（消費税を除く）
- ②撤去する塀等の部分の見付面積×6,000円/平方メートル
- ③上限20万円(世帯すべての者が65歳以上であり、当該すべての者が市民税を課税されていない場合は上限30万円)

★利用方法

利用条件があるため、塀等の撤去工事を行う前に建築指導課にご相談ください。

また、塀等の面している道路の種類によって、補助金の申請課が異なります。また、現地の状況によっては、補助の対象とならないこともありますので、詳しくは、建築指導課までご相談ください。

★問合せ先

建築指導課 建築安全担当


不動産 エリアマップ6図 D-5

社内で不動産の購入、売却および賃貸をお考えの方なら

株式会社小浜土地建物

湘南辻堂エリアの物件を数多くご紹介しております。お気軽にご相談ください。

■茅ヶ崎市浜竹3-3-37
■TEL:0467-89-2622
■営業時間/9:30~17:30 ■定休日/毎週火曜日、水曜日
■URL:http://www.kohama.jp/



P あり

水道料金の減免制度

神奈川県企業庁 茅ヶ崎水道営業所

☎52-6151

〒253-0042 本村4-5-22

5☒C-5

★対象

介護保険の要介護認定区分が要介護4または要介護5の方を在宅で介護している世帯

★内容

申請により上水道の基本料金が免除されます。

★申し込み

上下水道料金領収書（上下水道使用量のお知らせ）と介護保険被保険者証を持参のうえ、上記の水道営業所に備え付けの水道料金減免申請書に所要事項を記入し、提出してください。

その他郵送や電子申請による申し込みについては、水道営業所にお問い合わせください。

外国籍県民福祉給付金

高齢福祉課

★内容

在日外国籍等の高齢者で、公的年金を受取るために必要な要件を、制度上満たすことができない方に、月額20,000円の福祉給付金を支給するものです。

★対象

以下の①～③の要件をすべて満たす方で、AまたはBに該当する方

- ①国民年金や厚生年金などの公的年金を受給していない方
 - ②昭和61年3月31日以前から日本に居住している方
 - ③本市に1年以上住民登録のある方
- A 1926年（大正15年）4月1日以前に生まれた外国籍を有する方
- B 1911年（明治44年）4月2日～1926年（大正15年）4月1日に生まれた方のうち、1961年（昭和36年）4月2日以後に国外から日本国内に住所の届出をした方
- ※1961年（昭和36年）4月2日以後に日本国籍を取得した方にも適用されます。

★申し込み

所定の申請書が必要となります。

郵便等による不在者投票について

選挙管理委員会事務局

★対象

- ①介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方
- ②身体障害者手帳をお持ちで
▶両下肢、体幹または移動機能の障がい1級または2級
▶心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい1級または3級
▶免疫または肝臓の障がい1～3級のいずれかに該当する方
- ③戦傷病者手帳をお持ちで
▶両下肢または体幹の障がい特別項症または第1項症、第2項症
▶心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい特別項症、第1～3項症のいずれかに該当する方

★内容

事前に「郵便等投票証明書」の申請手続等を行うことで、選挙の際に投票所ではなく郵便で投票ができます。

また、対象者のうち、次の条件に該当する方は、代理記載制度を利用できます（あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方が選挙人の代わりに、投票用紙等を記載する制度）。

代理記載制度の対象者は、

- ▶身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障がいの1級
- ▶戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障がいの特別項症または第1～2項症のいずれかに該当する方。

★申し込み

- ①選挙管理委員会です前に「郵便等投票証明書」の交付申請の手続が必要です。
- ②選挙の際は、①の手続がお済みの方に、請求書類を送付しますので、投票日の4日前までに「郵便等投票証明書」を添えて、選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

★その他

手帳の記載では該当するかわからない場合は、お問い合わせください。

令和5年1月1日現在

地名	医療機関名	電話番号	地 図
今宿	湘南キッズクリニック	84-0866	4図E-4
円蔵	オリーブクリニック	51-1081	5図C-1
	大木医院	52-0085	5図C-2
	新泉こころのクリニック	55-8051	5図B-3
	至誠堂医院	85-2101	5図B-3
	ともの整形外科クリニック	87-7178	5図B-2
	藤川整形外科	51-2121	5図C-2
	香川	緒方医院	57-7353
かつまた小児クリニック		54-5588	5図C-1
富山皮膚科		51-7755	5図C-1
香川クリニック		52-9687	2図B-4
小和田	みやさきクリニック	40-5411	6図B-4
	佐藤クリニック	51-3550	6図C-3
幸町	茅ヶ崎セントラルクリニック	87-3322	10図E-2
	ライフクリニック	84-6577	10図D-3
	相州メンタルクリニック茅ヶ崎	84-6550	10図C-4
	茅ヶ崎メディカルクリニック	58-3958	10図D-3
	田村小児科	86-0415	10図E-3
	おの皮ふ科クリニック	84-5885	10図D-3
	川原眼科医院	82-2830	10図C-5
	シーサイド眼科茅ヶ崎	33-4335	10図C-4
下田産婦人科医院	82-6781	10図D-4	
	高橋医院	82-2231	10図A-3
十間坂	はしもと脳神経外科クリニック	86-8410	10図A-3
	小松田クリニック	54-7778	6図A-3
松林	おおえ内科クリニック	55-2325	6図A-3
	かごた整形外科クリニック	55-1710	6図A-3
	茅ヶ崎みみ・はな・のどクリニック	50-1135	6図A-4
	茅ヶ崎信愛クリニック	82-2554	10図A-3
新栄町	今泉クリニック	85-2121	10図B-3
	内山クリニック	87-6511	10図B-3
	湘南あかしあクリニック	84-0234	10図B-4

地名	医療機関名	電話番号	地 図
新栄町	林糖尿病内科クリニック	84-0884	10図B-4
	ひきのクリニック	050-1561-0985	10図B-3
	青木クリニック	84-5223	10図B-2
	おおつか形成外科クリニック	58-2000	10図B-4
	湘南えぼし整形外科	87-0022	10図B-3
	緑の湘南皮フ科クリニック	88-7860	10図B-2
	ちぐさ眼科	84-0988	10図B-2
	高田	水沼医院	52-5550
和田内科医院		51-8221	5図D-3
原クリニック		54-5400	5図D-2
増沢クリニック		54-0311	5図D-3
あらまき眼科		55-2055	5図D-3
山崎耳鼻咽喉科医院		51-5030	5図D-3
茅ヶ崎 湘南健康管理クリニック		86-6570	10図C-1
鶴が台 鶴が台菅原医院	52-3275	5図C-2	
常盤町 茅ヶ崎mamaクリニック	57-4120	9図C-3	
共恵	共恵内科クリニック	73-7011	8図B-2
	堀越医院	82-4641	8図B-2
中海岸 近藤クリニック	83-2451	8図B-4	
南湖	高田医院	82-2541	7図E-4
	西浜内科クリニック	86-8183	8図A-3
	佐久間クリニック	89-2810	7図E-2
	オアシスクリニック	50-0730	7図E-3
	成田クリニック	58-6222	8図A-3
	海老原耳鼻咽喉科医院	82-8053	7図E-2
萩園 町田胃腸科外科	85-2013	4図D-4	
浜竹	佐藤医院	82-0677	6図D-5
	三上医院	82-0322	6図D-5
	やまぐちクリニック	82-2760	6図D-5
	はまたけ診療所	38-7612	6図C-5
	真下医院	87-2981	6図C-5
	加納外科・整形外科医院	82-7472	6図D-5
蓮沼眼科クリニック	87-4005	6図D-5	

地名	医療機関名	電話番号	地 図	
浜之郷	小杉クリニック	82-8526	8図A-1	
浜見平	浜見平診療所	82-0727	7図E-3	
	こずえ心療クリニック	82-1838	7図E-2	
	はまみこどもクリニック	84-8972	7図E-3	
	茅ヶ崎はまかぜ皮膚科	89-4112	7図E-3	
	田口眼科	82-8868	7図E-2	
	笹井医院	82-2737	8図C-3	
	茅ヶ崎内科と呼吸のクリニック	82-2602	10図D-5	
東海岸北	愛生会クリニック	88-6560	8図E-2	
	みよし内科クリニック	39-6711	10図D-5	
	茅ヶ崎東海岸クリニック	85-3353	8図D-2	
	前川クリニック	86-0120	8図C-2	
	守屋おとなこどもクリニック	86-5885	8図D-1	
	ちがさき整形外科クリニック	58-6226	10図D-5	
	イトウ眼科	83-7771	10図C-5	
	五島耳鼻咽喉科医院	85-6124	10図C-5	
	東海岸南	茅ヶ崎クリニック	86-2123	8図C-4
		しながわこどもクリニック	81-3121	8図E-3
		みうらレディースクリニック	59-4103	8図D-4
菱沼 おざさ医院	55-0201	6図A-2		
ひばりが丘	前田整形外科・内科クリニック	85-4312	5図E-5	
	湘南すずきクリニック	84-0630	9図A-1	
富士見町	野村消化器内科	84-3987	9図C-3	
	新家クリニック	83-8801	9図B-2	
平和町	兼本内科・循環器科クリニック	88-1231	9図A-3	
	兼本眼科医院	87-1511	9図A-3	
	えのもと耳鼻咽喉科	85-0332	9図B-2	
本宿町 平野こどもクリニック	54-7775	6図C-4		
本村	茅ヶ崎こどもの森クリニック	50-1260	5図D-4	
	湘南みわクリニック	50-1611	5図D-4	

令和5年1月1日現在

地名	医療機関名	電話番号	地 図
松が丘	松が丘内科クリニック	87-0363	9図A-3
	こどもクリニック松が丘	82-3818	9図A-1
松風台	三輪内科クリニック	52-3969	2図C-4
松浪	にわ小児クリニック	88-1868	9図B-1
美住町	丸山内科クリニック	88-1101	9図A-2
	湘南リウマチ膠原病内科	83-5566	9図B-1
緑が浜	大野クリニック	88-0330	9図B-3
	緑が浜こどもクリニック	82-8561	9図C-3
元町	山岡クリニック	87-6221	10図C-2
	湘南いしぐろクリニック	57-1100	10図C-3
	おおさこ医院	86-8393	10図C-3
	じんざクリニック泌尿器科皮膚科	88-5510	10図C-1
	なつ皮ふ科	84-7412	10図C-2
	早川眼科	87-5343	10図C-1
	ゆみ眼科	86-1005	10図C-2
	ラスカ茅ヶ崎さとう眼科	39-6643	10図C-3
弓削耳鼻咽喉科	86-8368	10図C-2	
矢畑	井上内科クリニック	83-6565	5図B-4
	茅ヶ崎耳鼻咽喉科クリニック	59-4133	5図B-4
若松町	森田内科医院	87-0531	8図E-1

地名	医療機関名	電話番号	地 図
病院	茅ヶ崎市立病院	52-1111	5図D-4
	長岡病院	53-1811	6図B-1
	茅ヶ崎中央病院	86-6530	10図C-1
	茅ヶ崎新北陵病院	53-4111	2図D-1
	湘南東部総合病院	83-9111	5図A-2
茅ヶ崎徳洲会病院	58-1311	10図E-3	

歯科医師会一覧

令和5年1月1日現在

地名	診療所	電話番号	地図
赤松町	にし歯科医院	53-1181	6図C-4
	宮村歯科医院	81-5650	6図C-4
旭が丘	藤村歯科医院	83-5988	8図E-1
今宿	うえだ歯科	85-8864	4図D-5
	ひろし歯科	82-0901	4図E-5
	やまぐち歯科医院	81-3023	7図D-1
円蔵	鶴が台歯科	54-8808	5図C-1
	茅ヶ崎中央歯科	86-6480	5図B-2
	海老原歯科円蔵	33-4105	5図C-2
	今井歯科医院	53-0887	2図B-5
香川	外池歯科医院	53-1114	5図C-1
	医) 新田歯科医院	54-0849	5図C-1
小和田	浜田歯科クリニック	57-6474	2図B-5
	中央歯科医院	52-9919	6図B-4
幸町	医) マリン歯科クリニック	86-2334	10図C-3
	笹田歯科医院	57-1020	10図E-2
	アトム歯科医院	82-8241	10図C-4
	平田歯科医院	83-3902	10図D-4
十間坂	茅ヶ崎駅前デンタルクリニック	50-0982	10図D-4
	松田歯科医院	87-1808	8図B-1
	八木歯科医院	86-6482	10図A-3
松林	医) 山田歯科クリニック	82-1180	8図A-2
	茅ヶ崎デンタルクリニック	33-6258	8図B-1
白浜町	医) 小松田歯科クリニック	55-5731	6図A-3
新栄町	村田歯科医院	87-2086	8図E-3
	ちがさき歯科医院	85-1821	10図A-3
	こぼり歯科	84-0411	10図B-3
	エメロード歯科クリニック	58-9924	10図B-3
高田	歯科エメラルド茅ヶ崎	88-5722	10図A-3
	井出ファミリー歯科医院	50-5918	5図D-2
	アリス歯科	53-3210	5図D-3
	堀歯科診療所	50-0886	5図D-3
茅ヶ崎	アルタ歯科クリニック	52-6483	5図E-4
	和田歯科医院	51-8222	5図D-3
出口町	茅ヶ崎パーク歯科クリニック	59-0461	5図B-5
	湘南歯科医院	86-1226	9図A-1
共恵	茅ヶ崎デンタルケア沢田歯科	59-4710	9図B-1
	あみの矯正歯科	57-8711	10図B-4
	遠藤歯科医院	86-2777	10図C-4
	木村歯科診療所	87-2234	10図B-5
	共恵歯科診療所	88-5221	10図B-5
	ちがさきサザン歯科	95-4180	10図B-5
中海岸	湘南なぎさ歯科	33-5788	8図B-2
	朝倉歯科医院	87-0085	10図C-5
	まつお歯科医院	58-8119	8図C-2

地名	診療所	電話番号	地図
南湖	北村歯科医院	86-0037	7図E-2
	南湖歯科クリニック	82-1182	8図A-3
	ハマミ歯科医院	87-8181	7図E-4
	棚橋歯科医院	85-1893	7図E-3
	宮坂歯科医院	87-3311	8図A-3
西久保	湘南東部総合病院 歯科口腔外科	83-9111	5図A-2
萩園	荒井歯科医院	58-3633	4図D-4
	かえで歯科	58-2828	4図D-3
浜竹	医) IIDA DENTAL OFFICE	84-1030	9図C-2
	ひょうきん山歯科医院	58-0822	9図C-2
	医) さかい矯正歯科 クリニック	83-1751	9図C-1
	医) 浜竹歯科クリニック	86-6304	6図C-5
	永海歯科医院	82-8803	6図D-5
浜之郷	稲川歯科医院	88-3133	4図E-5
	医) きむら歯科医院	86-6315	7図E-1
浜見平	海老原歯科	40-4826	7図E-3
東海岸北	あまの歯科	82-2960	10図C-5
	一瀬歯科医院	83-0323	10図E-5
	岩田歯科医院	82-3627	8図C-2
	おくつ歯科医院	85-1753	8図C-3
	医) 加藤歯科医院	86-0525	10図D-5
	佐々木歯科医院	85-7767	8図E-1
	佐藤歯科医院	85-7575	8図D-3
東海岸南	下里歯科医院	82-9315	8図E-1
	鈴木歯科クリニック	85-3357	8図E-3
	たいら歯科医院	87-1881	8図D-1
	タニモト歯科クリニック	81-4681	8図D-2
	宮歯科医院	85-8129	8図D-3
	東海岸みなみ歯科クリニック	59-5517	8図C-3
	菱沼	有馬歯科クリニック	53-4192
富士見町	美原歯科医院	82-6521	9図B-3
本村	茅ヶ崎市立病院歯科口腔外科	52-1111	5図D-4
	内藤歯科医院	54-4554	5図D-5
	米山歯科医院	54-5321	5図D-5
松浪	とがの歯科医院	82-4182	9図B-1
	松井歯科医院	82-7754	9図C-2
みずき	ざくろ歯科	54-3963	2図C-3
元町	茅ヶ崎おかもと歯科	33-6049	10図C-1
	元町しもざと歯科医院	58-9595	10図C-3
	茅ヶ崎スクエア歯科 クリニック	82-1459	10図C-2
矢畑	井形歯科医院	58-2228	5図A-5
	医) 三村歯科医院	85-5858	5図B-3

医療

歯科健診を受けて健康な歯をキープ!

歯医者さんに診てもらおう

歯科医院での歯科健診の内容とすぐに受診したほうがよい歯の症状、受診のときに気をつけたい点をご紹介します。受診時にはむし歯や歯周病以外にも、顎の痛み、噛むこと、飲み込むことの指導や治療、要介護者の口内ケアなど気軽に相談しましょう。口内や舌、唇、口角などの粘膜にできる炎症(口内炎)は、口腔がんなど病気の可能性もあります。定期的にチェックしてもらいましょう。

こちらも
チェック!

知っていると便利! 受診時のエチケット

受診前

- 歯磨きは忘れずにすること
- 口紅やリップクリームは事前に落としておく
- 薬を飲んでいる場合は、その薬または薬の説明書を忘れずに持っていく

受診中

- はじめに、今痛むところや気になることを話す
- 治療方針に関わるので、アレルギーや肝炎などの感染症があるか、血液の流れをよくする薬を飲んでいるか、女性なら妊娠しているかなど、事前に自分の体の状態を伝えておく

歯科健診に行ったらココを診てもらおう

- | | |
|---------------|---------------|
| ①むし歯・歯ぐきのチェック | ④歯石の除去 |
| ②個人に合った歯磨き指導 | ⑤歯科相談 |
| ③歯垢の染め出し・除去 | ⑥口内の粘膜の病気チェック |

症状が出たらすぐに受診! お口の健康チェック表

〈歯・歯ぐき〉

- 歯がズキズキ痛む、歯がしみる
- 歯がかけた、折れた、抜けた
- 歯が動く、ぐらぐらする
- 噛むと痛い、歯が浮く
- つめ物・かぶせた物が取れた、飲み込んだ
- 歯ぐきが腫れた、血が出る、膿が出る
- 入れ歯が当たって痛い、入れ歯が壊れた

〈その他〉

- 口内炎ができた
- 口臭が気になる
- 口が開きにくい、顎を動かすと音がする

参考/公益社団法人 日本歯科医師会ホームページ「テーマパーク8020」

医療

歯磨きと定期健診で大切な歯を守る

むし歯や歯周病になる前の予防対策

いつでもおいしく食べ続けるためには、お口の健康が大切。そのためには、虫歯や歯周病にならないための予防が必要です。むし歯と歯周病の主な原因は歯垢(プラーク)で、これは歯の周りにつくネバネバの細菌のかたまりです。毎日の歯磨きで歯垢を取ることがむし歯予防の第一歩になります。

しかし、どんなにきちんと磨いているつもりでも、歯垢を完全に取り去ることは難しいものです。そのためかかりつけの歯医者さんで定期的な歯科健診を受け、むし歯と歯ぐきのチェックをしてもらうことも大切です。その際、歯垢の染め出しをして、どこに歯垢がつきやすいか確認しましょう。また、自分にあった歯の磨き方や、歯ブラシやデンタルフロス、歯間ブラシなどの正しい使い方を教えてもらうこともおすすめです。

毎日の歯磨きによるセルフケアと歯医者さんによるプロのケアで、末永く大切な歯を守りましょう。

むし歯と歯周病予防のための代表的なブラッシング方法

むし歯予防

奥歯の食べ物を噛む面の溝に歯ブラシの毛先をあてて、小刻みに振動させて磨く。

歯の表側に歯ブラシの毛先を直角にあてて、左右に往復運動させる。裏側も同様に行う。

デンタルフロスを歯と歯の間に入れ、前後に動かしながら歯の側面をこするように移動。

Point /

むし歯になりやすい場所は、奥歯の噛む面と、歯と歯の間です。歯ブラシと一緒にデンタルフロスを使うとよいでしょう。

歯周病予防

歯の表側は歯と歯肉の境目に歯ブラシの毛先を45度になるようにあて、弱い力で細かく振動させて磨く。

奥歯の裏側も表側と同じ要領で磨く。前歯の裏側は、歯ブラシを縦に使用し、上下に往復運動させる。

歯と歯の間の歯ぐきの境目に、歯間ブラシを挿入する。前後に小刻みに動かしながら、歯の間を磨く。

Point /

歯周病は歯と歯肉の溝から進みます。歯ブラシが歯肉に届いているか鏡でチェックしてみましょう。また、歯と歯の間の掃除は歯間ブラシを使いましょう。

参考/公益社団法人 日本歯科医師会ホームページ「テーマパーク8020」

薬剤師会加入薬局一覧

令和5年1月1日現在

地名	店名	電話番号	地図
旭が丘	はるかぜ薬局茅ヶ崎旭が丘店	84-4088	9図A-1
今宿	おひさま薬局鶴嶺店	57-2817	4図E-4
円蔵	今井薬局円蔵店	52-0898	5図C-2
	マリン薬局円蔵店	84-8161	5図B-2
香川	マリン薬局茅ヶ崎中央店	87-4770	5図B-3
	くすりの玉野	54-7622	5図C-1
小和田	健愛薬局	55-8681	5図B-1
	マツモトキヨシ茅ヶ崎小和田店	50-1310	6図C-4
幸町	アスカ薬局茅ヶ崎本店	89-3883	8図D-1
	みなみ薬局	84-0772	10図D-3
	シンワ薬局茅ヶ崎店	53-7451	10図D-3
	ヤマグチ薬局茅ヶ崎南口店	84-0561	10図C-4
松林	ふじみ薬局松林店	51-8821	6図A-5
	アサヒファーマシー室田薬局	54-8885	6図A-3
新栄町	あらえ薬局	33-4919	10図A-3
	寺田薬局	82-2886	10図A-3
十間坂	中村薬局十間坂店	89-3370	10図A-3
	稲垣ファーマシー	51-8223	5図D-3
高田	木下薬局高田店	52-8332	5図D-3
	タマノ薬局	53-2029	5図D-2
	マリン薬局	54-4132	5図D-3
茅ヶ崎	イオン薬局茅ヶ崎店	68-4062	5図C-5
	イオン薬局茅ヶ崎中央店	66-3383	5図B-5
	陽だまり薬局中央店	84-1588	10図B-1
	ほほえみ薬局中央店	84-6227	10図B-1
	茅ヶ崎寒川薬剤師会 地域医療センター薬局	38-5086	5図B-5
鶴が台	きたの薬局	51-0468	5図C-2
出口町	にじいろ薬局	38-8900	9図B-1
常盤町	まつの実薬局	85-1233	9図C-3
共恵	ともえ薬局	53-8760	8図B-2
	中村薬局共恵店	84-5260	8図B-2
	茅ヶ崎薬局	38-7866	10図B-5
南湖	てっぽうみち薬局	38-8566	7図E-3
	フォーユーファーマシー	88-6821	7図E-2
西久保	陽だまり薬局本店	84-6860	5図A-2
	ほほえみ薬局本店	84-4661	5図A-2

地名	店名	電話番号	地図
浜竹	ハックドラッグ辻堂薬局	59-1589	6図C-5
	浜竹エルム薬局	85-1323	6図C-5
	ホシ薬局	87-3513	6図D-5
浜之郷	さかえ薬局	85-1843	8図A-1
浜見平	あんず薬局	88-5050	7図E-4
	たけもと薬局	73-7891	7図E-2
	なの花薬局ハマミ店	86-5807	7図E-3
東海岸北	スパル薬局	86-6777	8図E-2
	田辺薬局茅ヶ崎南店	84-6160	8図C-2
	中村薬局	82-2927	10図C-5
	なぎさ薬局	59-1131	8図C-3
	はるかぜ薬局茅ヶ崎東海岸店	88-4994	10図E-5
東海岸南	ポニー薬局茅ヶ崎海岸店	81-3222	8図C-4
菱沼	しんわ薬局松林店	40-4105	6図A-2
ひばりが丘	桜道薬局	84-6444	9図A-1
	シーエス薬局ひばりが丘店	38-6101	5図E-5
富士見町	湘南たんぼぼ薬局	88-3939	9図B-2
	ハト薬局	84-3865	9図C-3
平和町	ニコニコ平和町薬局	88-3952	9図A-2
本宿町	フレイズ薬局	53-7667	6図C-4
本村	クリエイト薬局 茅ヶ崎市立病院前店	52-9061	5図D-4
	ニコニコ薬局茅ヶ崎本村店	39-5204	5図D-4
	日本調剤湘南茅ヶ崎薬局	50-1055	5図E-4
松が丘	あさひ薬局	87-0123	9図A-3
みずき	しんわ薬局湘南みずき店	40-5217	2図C-4
	ニック湘南みずき薬局	55-5660	2図C-3
緑が浜	今井薬局緑が浜	88-5666	9図B-3
元町	アイ薬局	57-8876	10図C-2
	今井薬局	85-1721	10図C-3
	なかじま薬局茅ヶ崎店	58-6558	10図C-2
	元町光薬局	87-5337	10図C-1
	薬樹薬局茅ヶ崎	82-0981	10図C-2
薬局トモズラスカ茅ヶ崎店	84-1326	10図C-3	
矢畑	薬局日本メディカル	40-5902	5図B-4
若松町	サトノ薬局	55-9348	8図E-1

かかりつけ薬局・薬剤師を持ちましょう

かかりつけ薬局とはいつも利用する薬局です。健康について、薬のこと以外でも相談できる薬局・薬剤師をおもってください。

休日・夜間急患センターの運営等、茅ヶ崎市等の施策に協力するとともに、市民公開講演会・お薬相談会の実施等、地域に根差す薬剤師会を目指し活動しています。

茅ヶ崎寒川薬剤師会
 ■事務局 茅ヶ崎市茅ヶ崎3-4-23 ☎ 0467-38-8063
<https://cspa.or.jp>

医療

地元の身近なお医者さま

頼りになる「かかりつけ医」

＼かかりつけ医を選ぶ3つのメリット／

メリット1 身近にいて、どんな病気も診てくれる

体調に関して気軽になんでも相談できるので、早めに医療面の対応がとれます。自己判断で受診を控えたり、間違った対策をして重症化したりすることも防げます。

メリット2 ふさわしい医師・医療機関を紹介してくれる

入院や高度な設備での検査が必要な場合や、診療科の異なる医師にかかりたい場合には、適切な専門医・医療機関を紹介してくれます。

メリット3 医療・介護のチームと連携してサポート

主治医として介護保険のための意見書を書き、さまざまな職種の方々と連携して患者本人や家族をサポートします。人生の最期の迎え方なども一緒に考えます。

こちらもチェック! **かかりつけ医を探すにはどうしたらいい?**

かかりつけ医は自宅や職場の近くなどにおいて、気軽に相談できることが大切。地域の医師会のホームページには、その地域の医療機関の紹介やかかりつけ医の案内を掲載しています。活用してみましょう。

参考/公益社団法人 東京都医師会ホームページ

医療

薬局と上手につきあう!

かかりつけ薬局を持つ

＼かかりつけ薬局を持つ3つのメリット／

- 1** 専門家が身近にいるから安全・安心に薬を使用できる
使用する薬を1つの薬局で管理することで、薬の重複や飲み合わせを確認できます。複数医療機関での受診や市販薬との併用も安心です。
- 2** 休日・夜間でも相談可。在宅医療もサポート
休日や夜間など開局時間外でも、薬に関する相談に応じてくれます。在宅療養中の方の家に伺い、薬の説明や残薬の確認も行います。
- 3** 医療チームのサポートを受けられる
必要に応じて医師への問い合わせや提案を行います。薬を渡した後も患者さんを見守り、処方医や医療機関と連携してサポートします。

こちらもチェック! **病院と薬局の架け橋「お薬手帳」を持つ**

どこでもらえるの?

「お薬手帳」は「かかりつけ薬局」の薬剤師に相談すれば、作成してもらえます。「お薬手帳」を医師や薬剤師に提示することで、薬の重複などを避けることができます。

電子版「お薬手帳アプリ」も便利

スマートフォンで使える電子版「お薬手帳」は、アプリをダウンロードすることで紙のものと同様に利用できます。家族のぶんもまとめて管理できる、受診時にもっていくのを忘れにくいなどのメリットがあります。

参考/公益社団法人 日本薬剤師会ホームページ (<https://www.nichiyaku.or.jp/kakaritsuke/>)

入居者募集中

茅ヶ崎駅南口
より徒歩
3分

24時間看護師常駐



手厚い職員配置による安心感

見学可能
お気軽に
お問い合わせ
ください

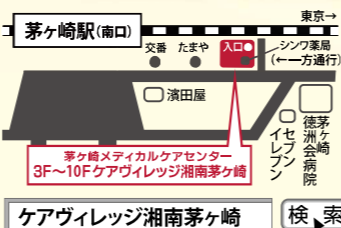
介護付有料老人ホーム ケアヴィレッジ湘南茅ヶ崎



茅ヶ崎市幸町5-8 茅ヶ崎メディカルケアセンター3F~10F

お申し込みはこちらから ☎0467-86-1165

■事業主: 亀井工業ホールディングス株式会社 所在地: 茅ヶ崎市幸町5-8 建物構造: 鉄筋コンクリート造・地下1階・地上13階(うち同階3~8階)
■延床面積5050.38㎡(うち同階2198.97㎡)
■類型: 介護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護)・神奈川県指定番号: 1472402005 居住の権利喪失: 利用料の支払方法:
一時金方式・入居資格: 65歳以上で自立・要支援・要介護の方・介護保険: 神奈川県指定特定施設入居者生活介護・神奈川県指定介護予防特定施設
入居者生活介護・介護療養型: 全室個室・職員体制: 2.5:1以上



メ モ



主要目標物一覧

市役所・支所・保健所	住 所	電話番号	地 図
茅ヶ崎市役所	茅ヶ崎1-1-1	82-1111	10図A-1
小出支所	芹沢888	51-0005	3図A-1
辻堂駅前出張所	藤沢市辻堂2-2-14 ステラ湘南2階	82-8182	6図D-5
香川駅前出張所	香川5-3-17	85-6700	2図B-5
ハマミーナ出張所	浜見平11-1 ハマミーナ1階	58-6602	7図E-3
茅ヶ崎駅前市民窓口センター	元町1-1 ネスパ茅ヶ崎3階	87-6666	10図B-3
萩園市民窓口センター	萩園1215-4	88-7514	4図D-3
茅ヶ崎市保健所	茅ヶ崎1-8-7	85-1171	5図B-5
高齢者・福祉	住 所	電話番号	地 図
茅ヶ崎市老人クラブ連合会事務局	新栄町13-44 さがみ農協ビル3階	58-5281	10図B-2
茅ヶ崎市シルバー人材センター	十間坂1-4-8	85-7425	8図B-1
茅ヶ崎市社会福祉協議会	新栄町13-44 さがみ農協ビル2階	85-9650	10図B-2
萩園ケアセンター	萩園1215-4	88-7511	4図D-3
元町ケアセンター	元町10-33	88-7520	10図D-1
松林ケアセンター	松林3-9-28	50-1521	6図A-2

警察・消防	電話番号	地 図
茅ヶ崎警察署	82-0110	5図B-5
茅ヶ崎市消防本部	82-1111	10図A-1
医療	電話番号	地 図
茅ヶ崎市立病院	52-1111	5図D-4
茅ヶ崎市地域医療センター(内科)	38-7532	5図B-5
茅ヶ崎市地域医療センター(歯科)	38-8667	
茅ヶ崎市地域医療センター(調剤薬局)	38-5086	
公民館等	電話番号	地 図
小和田公民館	85-8755	9図B-1
鶴嶺公民館	87-1103	4図E-4
松林公民館	52-1314	5図E-2
南湖公民館	86-4355	8図A-4
香川公民館	54-1681	5図C-1
茅ヶ崎公園体験学習センター うみかぜテラス	85-0942	8図C-4
その他	電話番号	地 図
勤労市民会館	88-1331	10図B-2
茅ヶ崎商工会議所	58-1111	10図A-2

市民活動・地域集会施設	電話番号	地 図
ちがさき市民活動 サポートセンター	88-7546	5図C-5
浜須賀会館	87-1101	9図A-2
海岸地区コミュニティセンター	82-6618	8図E-3
小和田地区コミュニティセンター	52-9016	6図B-4
小出地区コミュニティセンター	54-6525	3図A-1
コミュニティセンター湘南	57-5655	7図C-3
茅ヶ崎地区コミュニティセンター	88-7522	10図D-1
南湖会館	58-6604	8図A-3
鶴嶺東コミュニティセンター	84-6711	4図E-2
鶴嶺西コミュニティセンター	83-1211	4図D-4
高砂コミュニティセンター	57-0891	8図B-2
松浪コミュニティセンター	87-8855	9図C-2

※地域包括支援センターについては6・7ページを参照してください。
 ※老人憩の家・老人福祉センターについては25ページを参照してください。
 ※地区ボランティアセンターについては40ページを参照してください。

霊園 エリアマップ2図 B-2

霊峰富士を望む壮麗な聖地
湘南公園墓地茅ヶ崎霊園
茅ヶ崎第二霊園

【湘南で13,210区画の雄大な公園墓地 第二霊園区画数:5,000区画】
 礼拝堂をはじめ、会食室(和室・洋室)、休憩ロビー、野外休憩所、管理棟、
 花壇、植栽、大型駐車場を完備。
 第一霊園~第二霊園 連絡道路、施設内は最新設計のバリアフリーです。
 墓参・見学用送迎車両運行ご見学ご自由にお越し下さい。

■第一霊園:茅ヶ崎市下寺尾542 第二霊園:茅ヶ崎市下寺尾800
 ■TEL:0120-17-8460 ■URL:http://www.shonan-club.com/
 ■受付時間/午前8:30~午後4:30 ■営業許可番号/神奈川県指令第414号/茅ヶ崎市保健所指令第296-2

葬儀・法事 エリアマップ5図 C-5

家族葬から社葬まで幅広く対応
湘和会堂
茅ヶ崎

365日
24時間
対応

広さの異なる9式場を用意。家族葬式場も複数新設
 お式までのご安置も承ります(専用個室複数完備)
 見学・相談はいつでも承ります(匿名・メール相談可)
 直営の株へいあん互助会ほか、各社互助会のご利用もご相談下さい

■茅ヶ崎市茅ヶ崎3-1-43 JR「茅ヶ崎駅」北口より徒歩8分 中央公園そば
 ■TEL:0467-82-1665 ■FAX:0467-82-1775
 ■受付時間/365日24時間いつでも対応。フリーダイヤル:0120-24-8130
 公式ホームページがございます。「茅ヶ崎 葬儀」で検索下さい。